

稲作技術開発・普及と系統農会

——秋田県の事例を中心に——

大 鎌 邦 雄

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. はじめに | 3. 技術開発・普及事業の展開とその性 |
| (1) 本稿の課題 | 格 |
| (2) 対象地域の性格 | (1) 秋田県農試の技術開発と普及 |
| ——課題の限定—— | (2) 米穀検査所と産米改良技術の普及 |
| 2. 稲作技術開発・普及組織の整備 | (3) 改良品種の普及と農会 |
| (1) 農事試験場の整備 | (4) 町村農会の事業 |
| (2) 米穀検査所と産米改良技術 | (5) 支農会の事業の展開 |
| (3) 技術開発・普及政策の強化 | 4. 支農会の活動と農家の対応 |
| (4) 系統農会の組織体制の強化 | 5. おわりに |

1. は じ め に

(1) 本稿の課題

東南アジアを中心とする開発途上諸国における「緑の革命」は、近年農業生産の著しい増大をもたらし、なかには自給を達成する国も現われている。「緑の革命」の技術的基盤が、稲作の場合、灌漑と種子・肥料技術にあることは、今や常識化していると言って良いであろう。新技術の普及は、農村に様々の制度的変化を引き起こしただけでなく⁽¹⁾、開発途上諸国の社会経済に影響を与え、ひいては世界的な食料問題の構造を変化させる要因でもあった⁽²⁾。このことは、農業における技術革新について、改めてより広い視点からその意味の検討を要請するものである。

歴史的に見るならば、現在開発途上諸国が経験している上述のような事態は、時代背景や社会環境の相違があるとはいえ、日本を含めた先進諸国が、多かれ少なかれ経験していた事態でもあった。先進諸国農業の技術進歩に関する研究

は、従って開発途上国の農業開発にインプリケーションを与えるという意味で重視され、業績も多数生み出されている⁽³⁾。

また、開発途上諸国の農業技術革新は、それ自身、種々の問題を引き起こす。例えば高収量品種の導入に伴う2期作・3期作化と作期の移動、病虫害の頻発と防除、激しい品種交替、厳密な管理の要求などである。これらを農家に実施させるためには、精緻なしかも農村の社会状況に適合した普及組織と指導制度、それら技術普及の「受け皿」としての農民組織が必要であることは言うまでもない。それらをいかにして形成していくか、こういう問題意識にもとづいて、開発途上諸国の実態研究も、近年着手されている⁽⁴⁾。

この点に関しても、先進諸国の経験が有効であろうと思われる。日本でも1910年代なかばより、稲作技術開発の体制が強化され、普及組織が精緻化するとともに、農民の農事改良組織への組織化が進展していく。

本稿の目的も、1910年代後半から20年代における、日本の稲作技術開発・普及と、それを担った系統農会の事業内容および農家の対応を検討することにある。ただし次の点に着目して論を進めたい。①技術開発・普及体制の具体的様相、②普及の中心的組織であった系統農会の性格との関連、③農村部落組織との関連、④農業をとりまく社会経済的環境との関連。この点をもう少し敷衍しよう。

第1に、日本における稲作技術の開発・普及が国家的政策としてシステマティックに実施されたのは、後述のように1916年以降のことである。そこでまず、国や県で開発された技術がいかなる性格のものであり、それが普及組織のどのような活動によって、末端の農家へ伝達されたのか、また農家はどうか受けたのか具体的に明らかにすることが必要である。本稿では、秋田県由利郡の一農村をフィールドにして、この点を明らかにする。

第2に、普及組織の検討を行なうことは、農村においてその任に当たっていた系統農会の組織と事業内容を検討することでもある。農会研究は、帝国農会を中心とした農政運動の研究⁽⁵⁾を別にすれば、野本京子氏も指摘するように、産業組合研究に比べ大きく立ち遅れており、「農会＝地主的団体」、「農政の下請

実施機関にすぎない」ということですまされる傾向が強かった⁽⁶⁾。しかし最近、玉真之介氏により農会に新たな光が当てられている。玉氏の農会研究は、北海道を対象にした実証分析を別にすれば⁽⁷⁾、全国的な視点から、いずれも農会の主要な事業である販売斡旋事業⁽⁸⁾および経営改善事業⁽⁹⁾を取り上げ、これを通して農会の性格を確認しようという、意欲的なものである。また販売斡旋事業について、宮城県の「仙台白菜」を題材にした県レベルの実証も行なっている⁽¹⁰⁾。森武磨氏もまた、昭和恐慌期以降の農会を、農民「支配」との関連で検討を行なっている⁽¹¹⁾。筆者も 1920 年代までの農会と産業組合の関連について不十分ながらも、秋田県をフィールドにして実証的に検討を行なってきた⁽¹²⁾。

しかし、これらはいずれも農会活動の各局面を扱ったものであり、今後系統農会の全体像について議論を重ねていくためにも、広範な農会研究が要請されていると思われる。特に「地域を丸がえにした組織である農会が、農業問題にどのように対応していったのか、その歴史的推移を、とくに郡・町村段階での具体相にもとづいて明らかにしていく必要がある⁽¹³⁾」という指摘は重要である。本稿は、こうした意味において、秋田県由利郡西目村農会の農事改良事業のあり方を、稲作技術普及を中心として、実証的に検討することを、第 2 の課題としている。

第 3 に、後に見るように、技術普及を中心とした農事改良事業を行なうために、系統農会は、郡・町村段階に技術員を設置し、部落段階に農家小組合を組織する。系統農会にとって、技術員と農家小組合の両者とも、その活動を支える重要な要素であった。

しかるに農家小組合に関しては、1970 年代以降急速に進んだ産業組合研究のなかで、産業組合による農事実行組合（＝農家小組合）の「一元支配という把握が主流をなして⁽¹⁴⁾」おり、しかもそれを基礎にして、戦時体制下の農村ファシズム支配を展望している。しかし事実認識としても大いに疑問のあるところであり、むしろ 1930 年代においても産業組合による農家小組合の組織化は、思うように進展しない。逆に玉⁽¹⁵⁾、長原⁽¹⁶⁾両氏の研究からも理解されるように、農会による青果物の販売斡旋事業を通じた出荷団体（＝農家小組合の 1 種）の

組織化が、1920年代以降急速に進んでいる。また玉氏の最近稿⁽¹⁷⁾では、より直接に、農会による農家小組合を通じた農家の組織化を、農事改良事業特に経営改善事業を媒介にして説いている⁽¹⁸⁾。これらは、上記の産業組合研究に反省を促すものと言えよう。

農家小組合に関する研究は、上記の諸研究とは別の視角からのアプローチがあり⁽¹⁹⁾、戦前期の研究業績も重要である⁽²⁰⁾。さらに農家小組合の組織基盤である部落＝自治村落に関する研究も⁽²¹⁾、視野に入れる必要がある。

農家小組合研究のこうした現状を踏まえて、1920年代における農家小組合の事業とその性格を、農会との関係を中心に、産業組合・穀物検査所・村当局等々農業諸団体との関連を視野に入れて、秋田県由利郡西目村の1農家小組合において実証的に明らかにし、あわせて農家小組合に対する農家の対応を検討することが、本稿の第3の課題である。

第4に、稲作技術なり普及組織の活動なりは、それを取りまく経済的環境を無視して論ずる事はできない。特にこの時期の日本経済は大きく変動し、従って農業問題もドラスティックに現われる。ここでそれを全面的に展開する余裕も準備もないが、行論に必要な限りで触れておこう。

日本経済にとって、第1次世界大戦のインパクトは大きかった。大戦中・後のインフレを含むブーム、1920年の戦後恐慌、1920年代の不況、と景気変動は大きく、この過程を通して1930年代にかけて、産業構造は大きく転換する⁽²²⁾。日本経済の変化は、さしあたり次の2つのチャンネルを通して、農業へ影響を及ぼす。まず1910年代後半からの農村人口の急速な流出と都市人口の増大⁽²³⁾。それに加えて、産業構造の転換にも促された労働者の実質賃銀の上昇と食糧需要の質・量両面にわたる高度化⁽²⁴⁾。この2つの要因が、さらに2つの問題を引き起こす。第1に特に西日本を中心とした都市近郊農村での労働力不足と実質賃銀の上昇から、小作料引き下げ要求を中心とした小作争議の頻発⁽²⁵⁾。第2に食糧供給の不安とインフレによる米価の高騰と米騒動の発生。いずれも単に経済過程の問題を超えて、社会問題・政治問題化するにいたる。両者とも日本経済の構造的変化に対する農業の対応の立ち遅れ、ないし不対応が、その基礎に

あったと言えよう。この時期の日本資本主義が抱え込まざるを得なかった農業問題の具体的発現形態である。

農業問題の深刻化は、政策的対応を要求する。主要な農業政策は、農業問題のあり方に応じて、2つの重点を持っていた。農地政策と食糧政策である。後者は価格政策と食糧増産政策からなっている⁽²⁶⁾。農会の諸事業は、農村において、この政策に沿って行なわれていた。農会の事業は、販売斡旋事業に1つの重点が置かれていたことからわかるように、農業へ商品経済を一層浸透させるものであり、商業的農業を促進するものであった。この過程は、同時に農業の側からする資本主義の構造変化への対応の過程であった。

以上が極めて大雑把なものであるが、この時期の農業問題の推移である。本稿で取り扱う農業技術の普及や農会の事業にも、当然その影が色濃く現われる。それがどのようなものであるかを明らかにすることが、本稿の第4の課題である。

(2) 対象地域の性格——課題の限定——

本稿の対象とする地域は、秋田県由利郡旧西目村（現西目町）である。由利郡は、秋田県南部の日本海側に位置し、西目村は郡中央の海沿いにある。同村は、海岸沿いの漁村部落と、天保年間の沼地の干拓によって開かれた水田を中心とする農村部落に大別される。

この地域の特徴は次の点にあると言えよう。第1に農業生産から見て、水田単作地帯であるということである⁽²⁷⁾。従って1920年代の商業的農業の進展は、米穀販売の拡大を通して行なわれた⁽²⁸⁾。第2に労働市場の展開から言えば、清水洋二氏によると⁽²⁹⁾、秋田県は県外への労働力流出が少ない純農村Ⅱ型に分類される。従って県内の雇用は、主要な産業である農業において確保されなければならない。事実秋田県では、農家戸数は増加を続け、農業雇用労働者数は戦時期に始めて減少する。秋田県は、労働市場の展開から見限り、資本主義との関係が相対的に疎遠であったと言えよう。以下本稿が扱う技術開発と普及は、こうした特徴を持った地域におけるものであることを、前もって提示しておく。

第3に由利郡は、雄物川流域の平鹿・仙北両郡が大地主地帯であるのと対照的に、中小地主地帯であった。事実、1924年における50町歩以上所有地主は、わずか8名で、水田だけでみると、100町歩1名、80町歩2名で残りは60町歩以下である。水田自作地率も1925年で53%と高い。また西目村では、最大の地主は水田所有高30町歩強(村内所有高24町9反——農地改革時)、第2の地主は30町歩程度(同22町7反)で、この2戸を中心にして10~12町歩3名、5~10町歩9名が主だった地主であった⁽³⁰⁾。彼らはいずれも在村耕作地主であった。こうした地主の性格が、農会や農家小組合という技術普及事業を担った組織の活動にどのような特色を与えたかもまた興味深い。

注(1)「緑の革命」技術の経済的評価およびそれに伴う農村内部の制度的変化については、Hayami and Kikuchi [13]を始め、『農業総合研究』に掲載された菊池眞夫氏の一連の論文を参照。

(2) 最近における世界的な食料問題の推移については、馬場[9]の第5章世界の食料問題(小澤健二氏稿)を参照。

(3) 日本を対象にした代表的なものとして、速水[12]、秋野[1]、崎浦[32]等がある。

(4) インドネシアの事例として、米倉[49]がある。

(5) 栗原[15]。

(6) 野本[21, 13ページ]。

(7) 玉氏および玉氏と共通の視角からする北海道の実証分析については、野本[21, 18ページ]、注(1)を参照。

(8) 玉[38]。

(9) 玉[40]。

(10) 玉[39]。

(11) 森[17]。

(12) 大鎌[25], [26]。

(13) 野本[21, 17ページ]。

(14) 同, 17ページ。

(15) 玉[38]。

(16) 長原[18]。

(17) 玉[40]。

(18) もっとも玉氏の場合、「農家小組合を下組織とした農会系統が、農業共同作業奨励を経て戦時農業統制によって機構的にも國家的な農事指導組織として完成を見

た」(玉 [40, 205 ページ]) と言うせいか、1920 年代以降の農会の主導の下で進展した農家小組合による農家の組織化と、そのルートを通じて行なった事業の性格に関して、例えば「系統農会の経営改善事業は農事改良指導が近代的形態へ脱皮する過渡的な形態であったとも考えられる」(同, 183 ページ)と評価しているように、1920 年代における意義をそれとして独自にとらえるという視点が希薄であるように思われる。

- (19) たとえば棚橋 [42], 竹中 [37], 穴見 [8], 長 [10]。
- (20) たとえば『帝国農会報』に掲載された、山口敏夫、渡辺惺治、小泉幸一、鈴木栄太郎等の諸氏の論稿が重要であろう。くわしくは武田 [36, 93~94 ページ] 参照。
- (21) 部落＝自治村落については、斎藤仁氏の研究（たとえば斎藤 [29], 同 [30] を始めとした一連の論文を参照。）が、最も体系的であり、明快である。本稿も自治村落に関しては、全面的に斎藤仁氏の研究に依拠している。
- (22) くわしくは、橋本 [11], 山崎他 [48] を参照。
- (23) 中村 [19] によると、農林業有業人口は、1914 年から 1920 年までに約 200 万人 1927 年までにさらに約 100 万人減少しており、一方都市人口は、1920 年以降人口規模の大きい都市ほど増加率が高い。くわしくは同書序章の 2 を参照。
- (24) 実質賃銀の動向とその原因については、山崎他 [48, 125~127 ページ] 参照。
- (25) 1920 年代前半の小作争議の原因の 1 つに「経営収支不償」があげられているのが、1 つの証左となろう。くわしくは、田中 [43], 特に (≡) 90~93 ページ参照。
- (26) 農地政策と食糧政策は、単に前者が小作争議対策、後者が食糧問題への対応という限定された目的だけでなく、例えば食糧政策が価格支持および農家所得の安定と増産による収入増大を通じて、小作争議対策にもなったのではないと思われるが、この点の検討は、今後の課題としたい。
- (27) 秋田県および由利郡の養蚕・蚕糸業を含む農業生産額に占める米生産額の割合は、1925 年にそれぞれ 77%, 86 % と高い (『秋田県統計書』)。
- (28) 1920 年代の本荘米 (由利郡産米) の販売については、大鎌 [26] 参照。
- (29) 清水 [34]。なお長原氏は、純農村Ⅱ型は「むしろ県内堆積型といえよう」と指摘している (長原 [18, 106 ページ])。
- (30) 秋田県 [2]。
- (31) 農村自治研究会 [24, 41~42 ページ] による。

2. 稲作技術開発・普及組織の整備

明治期秋田県において、稲作技術の開発と普及を担っていたのは、「種苗交換会」に特徴的に見られるように、民間の老農達であった。このことは秋田県に

とどまらず、全国的に見ても同様であった。近代農学の応用による技術開発の体制が本格的にスタートしたのは、農事試験場が設立された明治中期以降であり、そこで生み出された成果が普及組織にのって、農家へ伝達されるのは、1910年代なかば以降の事であった。そこでまず、技術開発・普及組織の整備状況について、検討を加えよう。

(1) 農事試験場の整備

国立農事試験場は、1893年に官制が發布されて、本格的なスタートを切る⁽¹⁾。当初の組織は、本場—6支場であったが、その後曲折を経て、1903年に本場—畿内・九州・陸羽の3支場の体制に再編される。崎浦誠治氏によると⁽²⁾、品種改良を中心とするわが国試験研究は、1903年までの第Ⅰ期品種比較試験場時代を経て、1904年から1926年までの第Ⅱ期純系淘汰時代以降近代品種が開発され、1927年以降第Ⅲ期指定試験制度時代には、国立—府県農事試験場のネットワークの下で、人工交配品種が開発される。その中心になっていたのは、畿内支場と陸羽支場であった。両支場は品種改良のナショナルセンターであった。

一方、1894年府県農事試験場規程が農商務省によって制定されて以降、同年から1903年までに、40道府県において試験場が設立される⁽³⁾。秋田県でも秋田県農事試験場（以下「秋田県農試」と略称する。）の本格的な設立は、1894年であった⁽⁴⁾。秋田県農試における品種改良の試験は、設立当初から在来品種の収集と種類試験等による品種試験が中心であったが、1909年から在来種と陸羽支場から配布を受けた品種について、純系淘汰の予備作業を開始し、次いで1913年から本格的な純系淘汰、1917年からは人工交配による品種開発に着手する。これと並行して、1901年より希望者へ良好な種苗を配布する事業を開始し、さらに1913年から奨励品種制度を発足させ、原種圃を設け、優良原種の配布を行なった。しかし秋田県農試による優良品種の配布事業が質量ともに本格化するのには、国の品種改良普及奨励政策が強化された1916年以降である。秋田県農試の品種改良普及事業が体制的に確立されるのは、1910年代なかばと言えよう。この品種改良と並行して、土壌・肥料等優良品種のポテンシャルを発揮

させる技術の研究開発も行なわれた。

試験場で開発された技術は、後で見るように、農会の組織を通して農家に普及するのである。

（２） 米穀検査所と産米改良技術

この時期の米穀市場の展開に対応していくためには、産米改良技術もまた稲作生産農家にとって重要であった。産米改良とは、米の市場での取引価格を高めるためのあらゆる事業を含む包括的な概念である⁽⁵⁾。産米改良にとって大切な要件の第１は、良質米への品種の統一による銘柄の確立である。第２は米穀検査の実施である。検査によって等級がつけられ、等級毎に品質が一定化され、それによって取引の便が図られる。第３に検査の項目は、乾燥、品質、粒形、調整、俵装などからなっている。従って検査で高い等級に格付けされるため、すなわち米が高く販売されるためには、これら検査項目の向上を図る技術が必要である。秋田県では、その指導・普及は検査所が担当していた。

1905年秋田県では輸出米検査規則を制定し、翌1906年より県営による輸出米検査を開始する。次いで1910年より生産米検査も開始した⁽⁶⁾。この結果農家の自家消費米以外は、小作米を含めて、原則としてすべて受検が義務づけられることになった。これに伴って検査所の組織も拡張される。1910年に5支所、11検査所、170出張所の体制であったが、15年には7支所、13検査所、219出張所と拡張される。検査員数も、農家と直接接触する生産米検査員は、1910年に214人が、1915年には240人と1町村1検査員の体制が完成し、その後も拡充される。さらに受検能率の向上を図るため、1町村もしくは1部落を単位に共同受検場が設置された。その数は1910年に2,320カ所であったのが、1918年には4,532カ所と急増する⁽⁷⁾。1910年代なかばには、検査所と検査員のネットワークは完成し、それを通して産米改良技術の普及が図られたのである。

（３） 技術開発・普及政策の強化

稲作技術開発と普及事業の進展にとって、国の政策の強化も重要な要素であ

った。すでに日露戦争直前の1903年「農会論達十四項目」が出され、これと前後して各県でも技術改良に関する各種規則を公布している。これには罰則を伴い、警察権力をも動員して、強制的に実施させたものもあった。いわゆる「サーベル農政」である。

しかし品種改良研究の成果をベースにした技術開発・普及事業を促進したのは、1916年の米麦品種改良奨励規則以降のことである。同規則によれば、まず国の事業として、①優良品種の育成と地方農事試験場への配布、②道府県への奨励金の交付、③道府県における米麦品種改良事業の指導・監督、④米麦品種改良に関する講習会および協議会の開催が挙げられ、道府県の事業として、①配付を受けた品種の適否試験、②品種の育成、③原種用種子の配布、④農会等による採種圃の経営であった。道府県への奨励金は、原種圃の経営費用および採種圃を指導監督する技術者の設置費用を補助するものであった⁽⁸⁾。

さらに米騒動という形をとった食糧問題の激化は、上記の政策を一層強化させた。米騒動後の増産政策は、1919年の開墾助成法および1920年に開始される朝鮮産米増殖計画等による食糧生産の外延的拡大を図る方向と、1919年の主要食糧農産物改良増殖奨励規則による内包的発展を図る方向との両者セットになったものであった。このうち主要食糧農産物改良増殖奨励規則（以下「改良増殖規則」と略称する。）の、前記米麦品種改良奨励規則に比して拡充された点は、以下の点である。①各県に専任技術員の設置を奨励するための補助金の交付、②雑穀・イモ類の原種圃を経営する費用の補助、③道府県農会に米麦等立毛共進会を開催させるための奨励金の交付、④郡市町村農業技術員養成に対する奨励金の交付等であった⁽⁹⁾。

以上に見るように、この時期強化された品種改良を中心とする食糧増産政策の要点は、国立試験場——道府県農事試験場——系統農会というネットワークの形成とそれを利用した改良品種の普及、およびそれを担う技術者の設置と養成にあったと言えよう。その実施のために支出された国の補助金の交付額も、1917年の5万3040円から、1921年には14万7000円へと増大する⁽¹⁰⁾。これによって、後に見るように、技術開発・普及事業は、大いに促進されたのである。

（４）系統農会の組織体制の強化

試験場で開発された技術の普及、米穀検査所による産米改良の指導、強化された政策、これらを農村の場で実際に農家に伝達し、生産力として実現させたのは、系統農会であった。

「農事ノ改良発達ヲ計ル為メニ設立」（旧農会法）された農会の「生涯を通じての最も基本的な性格は」「官民協調の農事改良機関⁽¹¹⁾」であった。1910年の農会法改正により帝国農会が法認され、その系統化を完成するが、当初から問題になっていたことの1つは、下級農会特に直接農家が加入し、農家と接触している町村農会の活動の不振であった⁽¹²⁾。これは農会の農事改良事業にとって、事の成否を決定する根本的な問題であった。如何にして町村農会の活動を活発化させるかについて、帝国農会はその設立当初から議論をしていた⁽¹³⁾。この問題はまた、ひとり農会だけではなく、地方に強力な行政ラインを持っていない農商務省にとっても重要問題であった。帝国農会成立直後の第1回総会において、農商務大臣から「町村農会活動ノ方法ニ関スル件⁽¹⁴⁾」が諮問されていることは、その1つの現われでもあった。

帝国農会は1年間議論を重ね、翌1911年答申をまとめている。そこでは、町村農会の活動が不振である原因として、適任者の不在、経費の調達困難とならんで、「大地主往々冷淡ナルコト」が挙げられている。明治期に農事改良を担っていた地主層の「寄生化」の進展が、「適任者の不在」「経費の調達困難」となって現われたのである。また帝国農会設立当初の町村農会は、一部の優良農会を除き一般的に言って、事務所は町村役場に置き、農会長は町村長が兼任し、専任職員は無く、役場の勸業係の職員が農会の事務を執るとというのが普通であった。従って帝国農会は、町村農会の活動を活発化させるための策として、第1に「各市町村農会ニ専任ノ担当者又技術者ヲ置キテ専心其事業ニ尽サシムルコト」を挙げ、まず町村農会が独自の職員を持ち組織を確立させることから始めなければならなかったのである。

さらに日露戦争後の激しい米価変動と「農業不況」は、社会政策学会で「小農保護問題」が取り上げられる程深刻であった。農商務省も農会の事業につい

て、単に農事改良だけでなく、従来ふさわしくないと考えられていた農産物の販売斡旋事業など経済的事業の奨励を、それが法認された1922年以前から、行なうことに踏み切らせたのである⁽¹⁵⁾。このこととあわせて、1916年の米麦品種改良奨励事業遂行のために、1917年の帝国農会総会に対して農商務大臣は「農事ノ改良発達ニ関スル奨励施設ヲ一層農業者ニ徹底セシムル方法如何」という諮問を行なっている。この諮問から、農業政策を農民へ浸透させるルートとして農会を利用するという意図を読み取ることができよう。答申は10項目にも及ぶ詳細な内容を含むものであったが⁽¹⁶⁾、重要なものは、町村農会技術員の養成と俸給の国庫補助、および町村農会による部落農事改良会等の設置奨励補助であった。しかし後者の部落組織の具体的な内容については、「各部落ニ部落農事改良会ヲ設ケシメテ実行ヲ督励セシメ」「部落ノ篤農家ヲ撰ミテ農事督励委員ヲ嘱託シテ農事ノ改良ニ努力セシムル」という程度にとどまっていた⁽¹⁷⁾。

しかし府県農会では、帝国農会の議論より具体的に、町村農会の事業を活発化する方策を検討していた。秋田県農会では、帝国農会第1回総会における諮問を受けて、「町村農会活動策⁽¹⁸⁾」について意見を表明している。その骨子は、町村農会への農業技術員の設置と、町村農会の下部組織＝支農会または農会支会を部落に設置することであった。しかも支農会の組織や事業についても、具体的に考察されていた。すなわち、①区域は部落とする。②役員は町村農会長が指名する。③費用も町村農会が支給する。④事業は町村農会の事業を主とする。⑤独自の事業を行なう時は、町村農会の承認を必要とする。1911年の帝国農会の答申に含まれていなかった部落段階における組織について、秋田県農会ではこのように具体的なイメージを持って考えられていたのである。県農会が後に支農会の設置を奨励するが、その時の組織や事業については、ここに示されたとおりのものであった。

さらに秋田県が「本県農事に関する指導奨励の部面は去る大正5年(1916年——引用者)以来挙げて之を県農会に委任し⁽¹⁹⁾」たこともあって、1916年以降県農会による町村農会の活動強化策が具体化された。強化策は町村農会経営指導の充実と、組織的強化に大別される。前者については、1916年に国庫より補

助を得て町村農会理事者講習会を郡毎に開催⁽²⁰⁾、1917年には町村農会督励規程を設けて町村農会の視察と実地指導の実施⁽²¹⁾、1918年には町村農会事業研究会の開催等であった⁽²²⁾。後者については、1916年より県の補助を得て町村農会技術員の養成開始する一方、同じく1916年に町村農会支会設置規定を設け⁽²³⁾、その設置を奨励し、1919年より支農会未設置町村の解消にのり出した⁽²⁴⁾。さらにこれら町村農会活動強化策の一層の推進を図るため、国庫補助600円を得て、1922年より県農会に町村農会指導専任者を置いたのである⁽²⁵⁾。県もまたこうした事業を支援し、例えば1920年より町村農会技術員の設置に対し、補助金を支出している⁽²⁶⁾。

以上見たように、秋田県では1916年を画期として、町村農会活動強化策が本格化されたと言うことができよう。それは、帝国農会総会における1917年の論議よりも早く、1919年の「改良増殖規則」による農業技術員の養成奨励よりも一層早かった。秋田県におけるこうした町村農会活動強化策の1910年代なかばからの実施は、農業生産の大部分が稲作であり、しかも日露戦後特に1913年末以降の米価低落に対応していくためにも、農会が指導組織としてその内実を形成する必要があったためと思われるのである⁽²⁷⁾。

では秋田県では支農会と言われ、一般的には農家小組合と総称された部落段階の組織⁽²⁸⁾と町村農会技術員の設置状況はどうであったろうか。秋田県における支農会の設置状況は、第1表に示されるように、1923年には2,000を超え全

第1表 町村農会支会設置数（秋田県）

	支 会 設 置 町 村 農 会 数	同 支 会 数	支 会 未 設 置 町 村 農 会 数	組 合 員 数	農 家 戸 数
1921年	175	1,492	63		
23		2,040			
24		2,050			
25		2,050			
26		2,159		157,582	89,019
28		2,292		129,527	

出所：1912年は『秋田県農会報』119号（大正11年4月）、4ページ、23～25年は『同』176号（昭和2年1月）、11～12ページ、26年は帝国農会『農家組合』（昭和3年7月）、28年は農林省農務局『農家小組合＝関スル調査』（昭和5年3月）。

第2表 農家小組合数(全国)

	総数	うち 地域を主とするもの	事業を主とするもの	組合員数 (千人)
1925年	79,690	—	—	1,876
28	157,439	108,665	48,774	4,640
31	183,995	122,990	61,005	5,347
33	197,817	131,428	66,389	5,952

注. 養蚕関係の小組合を除く。1925年の組合数の内訳は不明。

出所：農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』（昭和5年および昭和11年）、富民協会『日本農業年鑑』（昭和8年）による。なお、棚橋初太郎『農家小組合の研究』（昭和30年、産業図書）竹中久仁雄『集落組織と地域農業』（昭和55年、農林統計協会）も参照した。

第3表 町村農会技術員設置状況(秋田県)

	専任	兼任	合計
1918年	63	113	176
19	85	115	200
20	103	72	175
21	123	54	177
22	141	58	199
23	154	57	211
24	38	124	162
32	112	71	183

注. 兼任は他の職業を持っているもの、大部分は検査所の検査員。

出所：1918～22年は『秋田県農会報』123号（大正11年8月）、23ページ。23年は『同』135号（同12年6月）、56ページ。24年は『同』144号（同13年5月）、3ページ。32年は農林省農務局『農会状況ニ関スル調査』（昭和9年3月）、144ページ。

農家をカバーしている⁽²⁹⁾。全国的には、各府県農会による農家小組合設置奨励が「大正4～5年（1915～16年——引用者）頃から12～13年（1923～24年——同）頃⁽³⁰⁾」であったこともあって、秋田県よりその普及は遅れるが、それでも第2表に見るように、地域を主とする組合が10万を超える。秋田県における町村農会技術員数は、第3表によれば1923年までに211人に達する。これは町村数の9割弱に当たる。その後県の補助金打ち切りにより減少するものの、1932年には183人にまで回復する。全国的には、1920年代末には、ほぼ2/3の町村農会に設置されたと言えよう（第4表）。ここで注意しなければならない

第4表 市町村農会技術員数(全国)

	技 術 員 総 数	う ち 専 任 者	兼任又は嘱託	設置農会数	全市町村農会 に占める割合 (%)
1925年	6,823	4,388	2,435	6,132	53.5
28	8,335	6,147	2,188	7,069	61.1
32	8,888	6,284	2,604	7,673	67.0

注(1) 技術員は技師および技手の合計。但し技師は25年は23人、32年は56人で、ほとんどネグリジブルである。

(2) 1932年の兼任者には「他ヨリノ駐在者」を含む。

出所：農林省農務局『農会ニ関スル調査』(昭和2年7月), 『同』5年3月), 『同』8年3月) による。

第5表 町村農会収入内訳(秋田県)

		会 費	補 助 金				繰越金	その他	合 計
			市町村	県郡農会	県	小計			
一九一七年	総 額 (円)	23,298	28,396	-	-	28,396	3,071	14,176	68,914
	同 割 合 (%)	33.8	41.2			41.2	4.5	20.6	100.0
	一農会当り (円)	98.3	119.8			119.8	13.0	59.8	290.8
一九二六年	総 額 (円)	302,317	35,749	7,202	17,227	60,178	22,451	27,186	413,135
	同 割 合 (%)	73.2	8.7	1.7	4.2	14.6	5.4	6.6	100.0
	一農会当り (円)	1,275.6	150.8	30.4	72.7	253.9	94.7	114.7	1,743.2

注. 不突合は原表の数字による。

出所：『秋田県農会報』177号(昭和2年2月), 19ページ。

のは、技術員中かなりの割合で兼任または嘱託の者が居ることである。これは町村農会の財政力の弱さの現われでもあった。しかし1922年農会法の改正により、農会に会費の強制徴収権が与えられ、町村農会の財政基盤が強化されたこと、さらに1926年より国庫補助金が交付されたこともあって⁽³¹⁾、兼任者の割合もやや低下する(第5表)。秋田県の場合、兼任者の大部分は米穀検査所の検査員であった。このことは町村農会と検査所との関係が緊密であったことを物語ると同時に、農会にとっても産米改良技術の普及が重要であったことを示すものであろう⁽³²⁾。

農家小組合と町村農会技術員の設置をとおして、秋田県では1920年代なか

ばまでに、全国的に見ても1920年代末までに、農家の農会への包摂と、技術指導＝農事改良事業の組織体制は、ほぼ完成したと言えよう。

- 注(1) 農林大臣官房総務課 [22, 375 ページ]。
 (2) 崎浦 [32, 第2章]。
 (3) 農林大臣官房総務課 [22, 384~385 ページ]。
 (4) 秋田県農業試験場 [4] による。以下秋田県農試については、本書による。
 (5) くわしくは、持田 [16, 第3編第1章] を参照。また大鎌 [26, 99 ページ] も参照。
 (6) 全国的な視点による米穀検査の実施過程と食糧政策との関連および地主・小作関係への影響については、玉 [41] 参照。
 (7) 以上秋田県米穀検査所の推移については、秋田県米穀検査所 [3] の各年による。
 (8) 農林大臣官房総務課 [22, 378~404 ページ]。
 (9) 同 [22, 422~425 ページ]。
 (10) 同 [22, 404 ページ, 426 ページ]。
 (11) 玉 [40, 182 ページ]。
 (12) 以下述べる町村農会活動策および農家小組合の農会による組織化については、大鎌 [28] でやや詳しく検討した。本稿はそれを要約しつつ手を入れたものである。あわせて参照されたい。
 (13) 帝国農会の前身である全国農事会は、1902年の常務員協議会で、「下級農会ヲ活動セシムルノ方策如何」「町村農会ノ基礎ヲ鞏固ニスルノ方策如何」について議論をしている。くわしくは帝国農会史稿編纂会 [44, 692~693 ページ] 参照。
 (14) 帝国農会史稿編纂会 [44, 713 ページ, 716~717 ページ]。
 (15) 大鎌 [26, 106 ページ]。
 (16) 帝国農会史稿編纂会 [44, 758~762 ページ]。
 (17) くわしくは、大鎌 [28] を参照。帝国農会の段階では、これ以降1924年まで部落段階の下部組織について議論されていない。
 (18) 秋田県農会 [6] 32号, (明治44年3月), 1~9 ページ。
 (19) 同80号 (大正8年1月), 22 ページ。
 (20) 同56号 (大正5年9月), 53~57 ページ, 同59号, (大正6年3月), 25~27 ページ。
 (21) 同119号 (大正11年4月), 81 ページ。
 (22) 同74号 (大正7年7月), 6~7 ページ。
 (23) 同119号 (大正11年4月), 79 ページ。
 (24) 同83号 (大正8年4月), 23 ページ。
 (25) 同119号 (大正11年4月), 81 ページ。
 (26) 同119号 (大正11年4月), 62 ページ。

- (27) 玉氏は農家小組合の設置と町村農会技術員設置の契機を、改良増殖規則に求めている（玉〔40, 190～193 ページ〕）。確かに同規則によりそれらの設置が促進されるのは事実であるが、地方によっては、それ以前にその設置が組織的に推進されたことに注意をする必要があろう。
- (28) 農家小組合は、「一定地域内ノ農家ヲ網羅シテ一般的ノ各種ノ目的事業ヲ有スル組合」と「或目的事業ヲ中心トシテノ農家ノ協同組合」に大別されるが（農林省農務局〔23〕）、農会の指導を受け技術普及の役割を担ったのは、前者である。秋田県の支農会も前者に分類される。
- (29) 森武麿氏は、農林省農務局〔23〕を根拠に、1925年の秋田県の農家小組合数を「76」としているが、これは原典の誤りであろう（一九二〇年代史研究会〔33, 第六章〕）。また農家小組合の事業を、農産物の共同販売、生産手段と生活手段の共同購入を中心にした「本質的に産業組合の機能と一致する」としているが、農家小組合と農会との関係を考えるならば、一面的評価であると言わざるをえない。
- (30) 竹中〔37, 54 ページ〕。
- (31) 帝国農会史稿編纂会〔45, 767 ページ〕。
- (32) 技術員と検査員が兼任であったのは、京都府の場合も同様である。くわしくは、帝国農会史稿編纂会〔45, 758～759 ページ〕参照。

3. 技術開発・普及事業の展開とその性格

農事試験場、米穀検査所、農会それぞれの組織と事業が強化されたなかで、どのような技術が開発され、普及されていったのかを、品種改良・普及事業を中心に検討しよう。

崎浦誠治氏によれば⁽¹⁾、大正期は稲作品種の転換期であった。明治末には老農の選抜による在来種が、作付品種のほとんどを占めていたが、1925年から1930年までにほとんどの県で、その作付割合は10%を割ってしまう。代わって登場するのは、試験場で在来種を純系淘汰した品種⁽²⁾であった。人工交配品種の作付けが純系淘汰種を上回るのは、1930年代に入ってからのものである⁽³⁾。この意味で、1920年代の稲作技術は、在来種＝老農品種の持つポテンシャルに依存していたと言えよう。秋田県の場合、在来種の作付面積が10%を割るのは1926年で、全国で最も早く、純系淘汰種の作付けが10%を超えるのは、1917年で全国でも早い方のグループに属する。ちなみに純系淘汰種と人工交配種を

合わせた近代品種の導入が最も早かったのは、九州と東北の主要米産地であった⁽⁴⁾。

このような稲作品種の転換にあたって、各機関はいかなる活動を行なったであろうか。

(1) 秋田県農試の技術開発と普及

秋田県農試の戦前期における稲作技術研究は、第Ⅰ期（～1921年）、第Ⅱ期（1922～1934年）、第Ⅲ期（1935年～）に区分される。第Ⅰ期には耕地整理による乾田化に対応した耕種法の研究および在来品種の整理・統一と強稈耐病性・多収性を目標にした品種改良に、事業の重点があった。第Ⅱ期には、良質多収品種の選抜、農機具利用法、稲の乾燥法に重点が移っている⁽⁵⁾。

品種改良を中心にやや詳しく見てみよう⁽⁶⁾。品種改良の成果は、明治期の在来種の品種試験によって優良品種の選抜という形で挙げられている。1907年には11品種が優良品種として採択され、1912年には多収品種15種、良質品種10種が選定された。このように品種改良事業は、単に多収ということではなく「玄米の品位、ならびに銘柄価格の較差にもとづく収量の経済性⁽⁷⁾」、要するに検査で上位等級に合格し、市場で高く売れる品種の選抜も1つの重要な要素だった。とは言っても、1900年代（明治期）までの米穀市場での評価は、「もっぱら容量、調整、俵装といった商品としての信用度、標準化の程度に重点があった⁽⁸⁾」ために、「良質品種」といっても、食味などで評価される品質という点への配慮は、相対的に薄かったと思われる。

しかし試験場で選抜された改良品種が、農家の稲作に本格的に取り入れられるようになるのは、奨励品種制度の採用以降の事であった。この制度は、優良品種を試験場の原種圃で原種として栽培し、系統的に配布するものであり、1913年から開始された。第6表によると、開始当初の奨励品種はいずれも在来種であったが、1915年からはすべて純系淘汰種に交替する。人工交配品種が奨励品種に採用されるのは1920年代に入ってからで、有名な陸羽132号は1924年であった。秋田県農試では、1916年の米麦品種改良増殖以前に、優良品種を

第6表 秋田県水稻奨励品種数

	採用数	うち 在来種	純系淘汰種	人工交配種	廃止数
1913年	5	5			
14	5	5			
15	10		10		10
16	1		1		1
17					1
18	2		2		1
19	3	1	2		1
20	1			1	2
21					3
22	1		1		
23	2		1	1	
24	4			4	
27					3
28	1			1	
31					2
33	1			1	
35	5			5	3
36	1			1	1
37					5

出所：『秋田県農業試験場七十年史』。

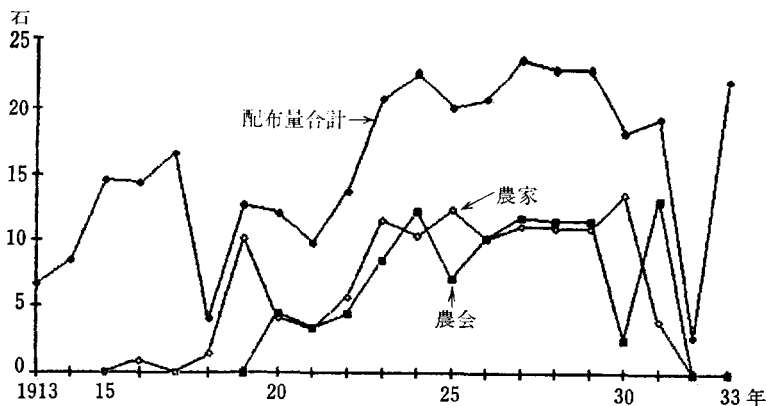
普及する体制を整えていたのである。

奨励品種は、多収かつ良質品種であったが、上述のように 1910 年代には多収に重点があったと言えよう。改良品種による多収の効果は大きかった。たとえば純系淘汰種の亀の尾 1 号を在来種の亀の尾と比較すると、増収率は 7.8 % であった⁽⁹⁾。1920 年代に入ると良質米という点に、より重点が置かれると同時に、その効果を発揮させるための技術試験が行なわれる。たとえば商品としての米の品質を決定的に左右する乾燥法の研究がそうである。また秋田県農試が、優良品種の選抜に当たって、いかに市場での評価、すなわち消費者の意向に注意を払ったかを示すものとして、1926～28 年の 3 年間に行なった米食味試験がある。その概要を示すと、試験は梅雨期をはさんで前後 2 回行なわれた⁽¹⁰⁾。とり上げられた品種は当時の三大品種、亀の尾 1 号、豊国 71 号、陸羽 132 号を含

む14種で、試験方法は白米5合を、アルミニウムの釜で、火力は都市ガスを、水は水道水を使って炊飯したものを試食するものであった。これは、当時の東京市場におけるホワイトカラー層の家庭における炊飯形態と同一のものであった⁽¹¹⁾。食味試験は、秋田県産米の評価を消費地である都会で向上させるための試験だったのである。食味の良かった品種は、亀の尾、陸羽132号、新大野等で、いずれも秋田県では作付面積の多い品種であった⁽¹²⁾。

このように秋田県における「品種改良事業の性質は概ね此の商品生産経済に適応する方向⁽¹³⁾」を意識したものであり、それが稲作における商業的農業の展開を技術面から促進したものであると言える。

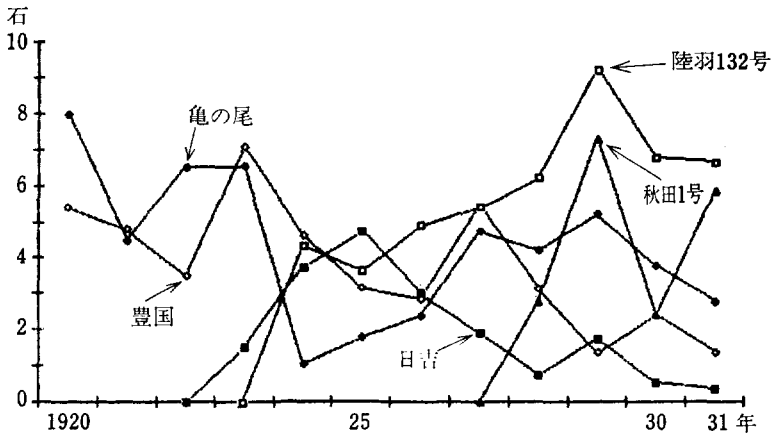
秋田県農試は、これら改良品種を原種圃で栽培し、とれた原種を主として農会が経営する採種圃へ配布したのである。配布量は第1図に示される。国の品種改良政策が強化された1910年代なかばより配布量が増加したことが読み取れよう。配布先では農会と農家がそれぞれなかばを占めるが、普及という点では、後述のように、農会の方がはるかに大きな意味を持っていた。配布された



第1図 秋田県農試原種配布量

注. 配布先は、図に示した農会および農家の外に少量ではあるが、試験場の参観人、その他がある。また、配布先の内訳が判明するのは、農会は1916年から、他は1920年からである。

出所：秋田県農事試験場『業務報告』（1924年からは『業務功程』）（各年）より作成。

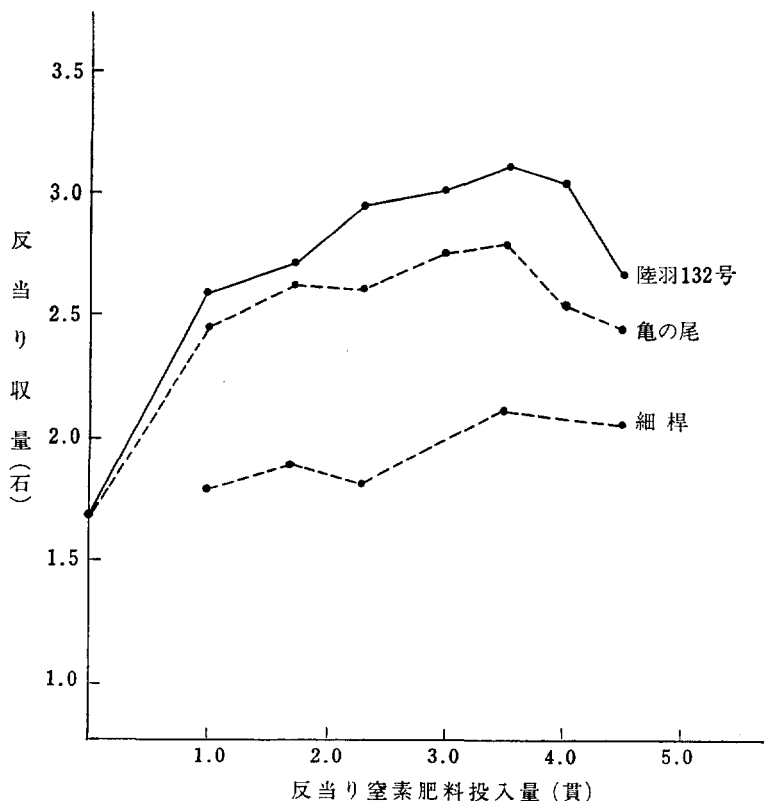


第2図 秋田県農試品種別原種配布量
出所：第1図に同じ。

品種は、第2図によれば、1920年代前半は亀の尾と豊国、1920年代後半以降は陸羽132号が多く、その外亀の尾の純系淘汰種である日吉と、秋田県農試で育成された最初の人工交配種秋田1号も、これらに次いでいる。

1920年代前半まで秋田県で最も作付面積が大きかったのは亀の尾であった。亀の尾は、第3図からもわかるように、在来種（細稈）よりも収量もおおく、また食味も良好で高値で取引されていたが、欠点の1つは耐病性特にイモチ病に弱いことであった。このため、しばしば1920年代にはイモチ病に悩まされた⁽¹⁴⁾。イモチ病の発生する要因は、日照・気温と窒素肥料の関係にあった。この当時本田に施されたのは、ほとんどすべて堆肥で、しかも基肥として投下され、金肥による追肥技術は未完成であった。従って夏高温になって堆肥の分解が進み、窒素が過剰になると、イモチ病が発生しやすくなる。しかし、第3図からもわかるように、亀の尾は陸羽132号に比べて、収量の肥料反応度の低い、言い換えるならばたとえ堆肥の分解が天候によって進まなくても、収量の落ち方の少ない品種であったのである。この意味で亀の尾は堆肥の技術段階に適した品種であった。

こうした堆肥—亀の尾—イモチ病という連鎖を断ち切って新たな技術水準を



第3図 窒素肥料に対する品種の反応

出所：崎浦誠治『稲品種改良の経済分析』，60ページより作成。

準備するためにも、またようやく使用され始めた大豆粕・硫酸など金肥の使用方法を確立するためにも、秋田県農試は上述の優良品種の開発と並行して、1921年より27年まで施肥標準調査を全県にわたって実施した。これにより各地の土壌・地力に応じた合理的・経済的施肥法を見出そうとしたのである⁽¹⁵⁾。

秋田県農試の技術普及は改良品種の配布にとどまらない。上に述べた肥料を始め、苗代から刈取り後の乾燥法にいたるまで、技術の試験を行ない、普及に努めた。県農試の普及は農会を通ずる事が多かった。その方法は、県農会主催の各種会議・研究会・講演会に技師が出席し、改良技術について意見を述べた

り、農会技術員の教育を行なったり、県農会の委嘱を受けて農会技術員の養成を行ない、その人的ネットワークを通じて新技術の情報を流したり、また県農会報に論説を書いたり、読者の質問に答えたりした。また参観日を設け見学者を受け入れ、実物教育を行なったりもした。こうして県農試は、改良技術の情報センターの役割をも果たしたのである。

(2) 米穀検査所と産米改良技術の普及

前述のように、米穀検査所は単なる検査機関ではなく、産米改良の指導機関でもあった。その事は検査所の管掌事務に「産米改良ニ関スル奨励事項」が含まれていることからわかるであろう。また「米穀ノ市況調査ニ関スル事項」もその業務の一部であった。米穀検査所の産米改良事業の具体的な展開については、すでに別稿⁽¹⁶⁾で触れているので、ここでは必要な限りで簡単に要約しておく。検査所は、消費地における産米の評価を収集し、それをもとにして具体的な改善項目を、町村毎、積出し駅毎にまとめ、村当局、産業組合＝農業倉庫、農会の各団体を通し農民を指導した。その際しばしば農家に配布するパンフレットも作成していた。指導の任に当たっていたのは、検査員であった。また各町村、各部落に設置された共同受検場の制度も、産米改良にとって重要であった⁽¹⁷⁾。さらに検査員が町村農会技術員を兼任していたことは、先にも触れたが、このことが産米改良技術の普及に有効であったことは、容易に想像できよう。

(3) 改良品種の普及と農会

秋田県農試、米穀検査所による技術の指導を受けて、農家に普及していくのが、農会の重要な任務であった。そこで改良品種の普及を中心に農会の技術普及事業について検討しよう。

秋田県農会は、すでに1911年から独自の事業として、県内17カ所合計2町5反歩の採種圃を設け、優良品種の増殖・普及にのり出していた⁽¹⁸⁾。そこで栽培された品種はもちろん在来種で、原種の供給体制も整っていなかったため、県内各地および山形県庄内より集めた9品種を栽培した。ここで生産された種

子を、各郡・町村農会、篤農家等に配布した。国の政策が本格化する以前から、農会独自の事業として優良品種の普及事業が行なわれていたことは、注目すべきである。しかしこの時期の事業は「余りに小規模で何れの日に至って其目的を達成し得べきや前途の遼遠なる」ことを担当者は嘆かざるを得なかった程度の事業規模であった。

この限界を打破したのが、前述のように1916年の米麦品種改良奨励規則以降の品種改良政策の強化であった。県農会はその実施にあたって県と協議の上、改良品種普及事業を拡張することにした。まず1917年より県内約10万町歩の水田の6割、6万町歩の水田に改良品種を普及させる計画を樹て、3年間で35町歩余の第1次採種圃を各郡に設置し、その経営を篤農家に委嘱した。そこに県農試から配布を受けた原種を供給し、増殖させたのである。経営に必要な費用についても県農会が奨励金として交付したが、1919年から国の補助金も交付された。この第1次採種圃で増殖された原種子は、町村農会を經由して町村農会自身、および支農会、個人で経営する第2次採種圃でさらに増殖され、種子として農家に利用されたのである。こうして1919年には、県農試から供給された原種が3年目には農家で栽培するという体制ができ上がったのである。また第2次採種圃の設置も順調に進み、1921年には計画の818町歩に対し、829町歩の設置をみ、設置人員は18,000人の多数にのぼった。採種圃に対する指導は農会技術員があたったが、特に第1次採種圃についての指導は熱心に行なわれた。まず作業開始前に担当者の協議会を各郡毎に開き、県農試職員、県農会技術員の指導の下に、栽培設計等に関する協議を行ない、各採種圃毎に帳簿を置き必要な事項について記帳させ、郡農会技術員の巡回した時には、これをもとに指導を行なった。また出穂期等稲の成育にとって重要な時期には、近隣の農家を採種圃に集め、現場で講話会を開き指導するほか、印刷物の配布、農閑期の講習講話会も行なった。第1次採種圃の設置数は1920年には177カ所で4町村に3カ所の割合であった。採種圃は単に原種の増殖だけでなく、その栽培技術の普及ステーションの役割も果たしていたのであった。

農会の改良品種普及事業の成果は目覚ましいものがあつた。第7表に示される

ように、1920年代前半に優良品種の普及は、計画予定面積に達する。この結果県内稲作の品種統一が進む。第4図によれば1920年代には亀の尾と豊国の2品種で7割を占め、1920年代なかばより陸羽132号が急速に増加し、1930年代には1品種で5割を超える。優良品種の普及は、増収に結びついただけではない。品種が統一されることにより、

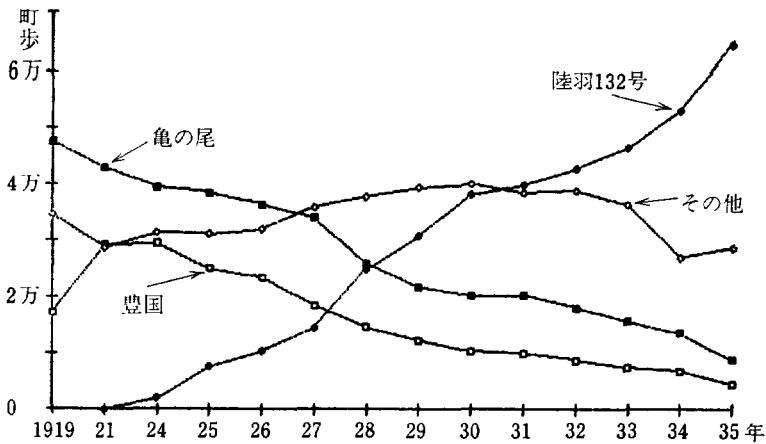
市場における秋田県産米の評価を低下させていた原因である品種の混淆、粒形の不統一、品質の不整、赤米の混入等を解消し、あわせて乾燥、調整、俵装等の技術の向上もあって、市場での声価は向上した。例えば、1910年の東京における玄米品評会では、参加60銘柄中秋田米は52位、本荘米は39位と低位であ

第7表 水稻原種普及反別（秋田県）

	普及反別	予定面積に対する普及割合%
1921年	47,006町	78.3
22	55,506	92.5
23	57,273	95.5
24	64,840	108.1
26	67,636	112.7

注. 予定面積は60,000町歩。

出所：『秋田県農会報』119号（大正11年4月）、30ページ、131号（大正12年4月）、33ページ、142号（大正13年4月）、43ページ、155号（大正14年4月）、27ページ、192号（昭和3年5月）、61ページ。



第4図 秋田県品種別作付面積

注. 1920, 22, 23の各年はデータを欠く。

出所：秋田県米穀検査所『秋田県米穀検査成績』（各年）。

ったが⁽¹⁹⁾、1928年4月～29年3月平均で田秋米は、市場で標準中米より38銭高で、本莊米は1円96銭高で取引されている程の評価を確立したのである⁽²⁰⁾。

県農会の農事改良事業は優良品種の普及事業にとどまらない。すでに1911年に県によって制定された農事必行奨励事項の普及奨励に努めていたが、1916年より県農会技術員を増員して体制を強化したのである。この体制のもとで、事業の推進が図られたが、農会の事業の普及の程度を示すものの1つとして、水稻立毛共進会がある。県農会では1903年より種苗交換会の一部として出品された水稻の立毛の審査を行なってきたが、1910年より郡農会が、1912年より町村農会が主催して、管内の水稻全体を対象として立毛品評会を開催することを奨励した。立毛品評会では、収量が重視されたのは当然であるが、それだけにとどまらず、耕耘から苗代・田植・除草・堆肥等稲作のすべてを審査の対象にしたものであった。その後1919年の主要食糧農産物改良増殖規程によって立毛共進会の開催が奨励されたため、翌1920年より従来の町村立毛品評会を予選会とし、各郡農会毎に審査を行なうというように系統的なシステムを作りあげた。しかも秋田県独特の制度として、出品単位を支農会内の20町歩以上の団地と定め、従って表彰も支農会が対象であった。これによって支農会全体の技術の向上を図ったのである。立毛品評会への参加率は驚く程高い。1921年の各町村立毛品評会での審査面積は、8万0,548町歩で、県内水田面積の約8割であった。農会は1920年代始めまでに、県内水田の大部分を、掌握したと言って良いであろう。

(4) 町村農会の事業

農会の事業が末端の農家にまで浸透するためには、町村農会の活動の如何によることは言うまでもない。以下由利郡西目村農会を例にして、その事業内容を検討してみよう。

由利郡産米は本莊米と言われ、県内で最も良質な米であり、市場での価格も仙北米や秋田地廻り米よりも高かった。その市場も羽越線が開通する1920年代始めより東京に集中し、農業倉庫も次々に設立された⁽²¹⁾。米は由利郡の基

第8表 西目村農会支出（決算）

（単位：円）

	1918年	20	22	24	26	28	30
1. 事務費	78	170	183	103	176	559	255
2. 会議費	8	22	18	16	94	32	50
3. 事業費	324	982	916	751	645	1,630	1,680
(1) 技術員費	167	492	690	238	149	890	910
(2) 奨励費	11	37	-	19	32	100	120
(3) 調査研究会費	-	-	-	25	37	90	70
(4) 採種田設置費	-	-	-	34	23	15	15
(5) 品評会費	96	164	-	67	78	65	-
(6) 支農会補助	-	210	147	288	167	400	492
(7) その他	48	80	80	80	158	70	70
4. 負担金	56	279	269	390	406	452	348
5. 基本財産積立金	28	72	75	77	77	57	49
6. その他	-	-	-	-	-	103	67
合 計	494	1,526	1,461	1,338	1,397	2,833	2,449

注. 1928 年以降は予算である。

出所：『西目村農会経費収支決算書』（各年）。

幹作目であり、基幹商品であった。それだけに町村農会の事業も活発であった。

まず西目村農会の組織と執行部の陣容を見ると、農会長は村長が兼任していた。副会長、評議員等の役員は、いずれも村内の地主・上層農家によって担われていたが、会長を含め役員全員は無給の名誉職であった。事務所は役場内に置かれ、職員も役場吏員が兼ねていた⁽²²⁾。専任職員は技術員だけであった。

この陣容の下で、どのような活動を展開していたであろうか⁽²³⁾。まず予算から検討してみよう。第8表によると、支出額は1920年に急増し、1918年の3倍になり、さらに1920年代末には5倍になる。このうち事業費は全体の5~7割を占め、この時期本格的な事業が行なわれていたことを示している。この外では負担金の増加が目立つが、これは郡農会への「上納金」とも言うべきもので、農会の系統化の進展が財政面からもうかがえる。さて事業費のうちで最も大きいものは技術員費であった。次いで支農会に対する補助である。町村農会にとっての技術員と支農会の重要性がここからもうかがうことができよう。西目村農会の場合、技術員は1918年に設置された。ただし1924年から1926年ま

では兼任で、いずれも村内の篤農家であったが、うち1名は米穀検査所の検査員である。1927年からは再度専任技術員⁽²⁴⁾が置かれるが検査員も兼任のまま技術員を続けている。1924～26年に兼任になったのは県の補助金が打ち切られたためで町村農会の財政の弱さをうかがわせる⁽²⁵⁾。これに対し奨励費は少額で、品評会費も徐々に金額を減らしている。しかしこのことを以って、農事改良事業が不活発であったと言うことはできない。この点もう少し検討してみよう。

村農会の事業項目は、1915年から1930年までで45にのぼる⁽²⁶⁾。そのうち品評会・競技会が1/3を占め、そのほかには各種技術の奨励、調査、視察、採種田の設置、共同塩水選、病虫害防除等多様な事業を行っていた。西目村農会の特殊な事業の1つに、水視掛の設置があった。これは「水番」の設置を農会の負担で行なったものである。このように、農会は村の稲作全般をカバーしていたのである。第5図は主要事業の実施状況を見たものである。これによると、由利郡全体として重視されていた深耕、排水、堆肥の三大技術について、いずれも当初から品評会、競技会を通じて改良が図られていたことがわかる。これらはいずれも明治期から行なわれていた。この外前述の水稲立毛品評会も

年次 行事名	1915年	16	17	18	19	20	21	23	24	25	26	27	28	29	30
深耕競争会	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△	△				
排水共進会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△			◎	◎				
排水奨励								◎	◎			◎			
堆肥容積品評会	○	○	○	○											
堆肥品評会					△	△	△	△	△	○	△	△	△		
水稲立毛品評会	○	○	○	○	○	○	○	△	◎	○	○	○	○		
多収穫品評会												○	○		
雁爪競技会					△	△	△	△	△						
農事視察	○	○	△	△	△	△	○	△	○△			○	○	△	△
農事講習会・農談会		○	○	○			○	△	○	○	○		○	○	○
依米品評会	○	○	○	○	○	○	○								

第5図 年次別西目村農会主要諸行事

- 注. ○ 村農会主催で村全体を単位にして行なわれる行事。
 ◎ 村農会主催で部落または支農会を単位にして行なわれる行事。
 △ 部落または支農会の主催で行なわれる行事。
 △ 支農会が連合して主催した行事。

出所：西目村農会『会務報告』(各年)。

行なわれていたし、米穀検査の内容に沿って俵米を審査する俵米品評会も実施され、産米改良も重視されていたことがわかるであろう。村農会の主要な行事は、1918年までは、いずれも村農会自身の主催で行なわれていた。しかし1919年以降部落または支農会の主催行事が増加している。

西目村農会では1919年に支農会を設置したのである。西目村農会支会設置規程⁽²⁷⁾によると、支農会は「本会活動ノ周密ヲ期スルタメ各部落ニ」置かれたもので、「支会ハ本会ノ指揮ヲ受ケ」て事業を行ない、「支会ノ経費ハ本会之ヲ交付」したのであり、県農会の指導の通りのものであった。支農会が設置されることにより、村農会の事業は大きく変化した。まず村農会の主要行事である品評会、競技会の主催が支農会になり、堆肥容積品評会が、堆肥の質も審査する堆肥品評会へと充実する。また明治以来中断していた雁爪競技会が復活し、水稻立毛品評会も支農会毎に予選会が行なわれるようになる。さらに、農事視察・農談会・講習会も、村農会と並行して支農会でも開催されるようになった。村農会の事業が支農会を主体にして行なわれることが多くなったのである。

前述のように、そもそも支農会は、町村農会の事業を実行するために設置が奨励されたのであり、事実優良農会として知られた県内他町村農会、例えば由利郡平沢町、西瀧沢村、平鹿郡里見村等の支農会の活動は活発であり、「町村農会の活動は、支農会の活動にあり」と言われていた程であった⁽²⁸⁾。また農家の技術指導に当たっていた技術員にとっても、支農会をいかにして活動させ、それをとおしてどう指導をおこなうかが重要であった。例えば、1929年に開催された町村農会技術員短期養成講習会で発表された各技術員の体験談によれば、「如何に農会幹部は宣伝努力致しても支会の働きがなければ到底指導の目的を達する事困難なり」、「小組合を設け実行団体として今も尚指導に努力して居ます」、「私は町村農会の実行機関であり補助機関であると同時に眞に農会^(ニモ)の使用の体得者として、この団体（支農会——引用者）の完全円満なる発達を期すべきであると信ずるものである更に吾等指導の任にあるものは、ここに正確自信ある該団体の指導方法を講究すべきである」等々、支農会を通した指導の重要性を異口同音に述べている⁽²⁹⁾。

町村農会は一般に事業の実施団体と言われている。しかし支農会設置後は、事業のうちかなりの部分を支農会に実施させ、町村農会はそれを技術員によって指導させるというように、指導団体の性格を強めたのである。このことは秋田県全体にわたって言えることであった。

では町村農会の指導の下で、支農会はどのような活動を行っていたであろうか。次にそれを検討しよう。

(5) 支農会の事業の展開

ここで検討を行なう支農会は、西目村中沢支農会である⁽³⁰⁾。1919年に設立された中沢支農会は極めて優秀な活動を行っており、そのため1927年に「支農会成績優良に付」県農会より表彰を受けたほどであった⁽³¹⁾。

まず規約によって支農会の組織としての特徴を見てみよう⁽³²⁾。まず支農会の設置目的は、「西目村農会設置規程ニヨリ支会員一致協力農事改良、農家経済ノ改善、農事ニ関スル研究調査並ニ農村ノ改善ヲ図リ相互ノ福利ヲ増進シ共存共栄ノ実ヲ挙グル」ことにあった。従って事業も、農事作業として優良品種の栽培等10項目、農事経営として農事経営組織の改善、共同販売、耕作道路（農道——引用者）の保護修繕等10項目、副業奨励として3項目、自活（自治生活のことか？——引用者）として農談会、講習会、生活改善等6項目、合計29項目が挙げられている。支農会の事業は、規約上は単に農業技術の改善や農作業という範囲に限られず、農業経営、農家生活、生産・生活環境等部落の活動すべてをおおうものであった。それ故、部落に居住する農業者全員の組織であった。役員は、支農会長、副支農会長、幹事のほか、部落を3つの実行組合⁽³³⁾に分け、それぞれに実行組合長を置いていたが、実質的には、支農会長と3人の実行組合長が、支農会の活動を担っていた。

中沢支農会の組織の特色の1つは、1923年より「一戸一人ノ作業主任ヲ以テ責任会員ト定メ」たことである。作業主任者は戸主ではなく、^{くわがしら} 鋤頭といわれる後継者を中心とする若者層である。この責任会員で支農会改善会を組織し、毎月10日に集会を開き「重要事項ヲ研究協議シ」たのである。改善会の議題は

「単ニ稲作改良研究ノミニアラズシテ、農業経営ノ改善、農家経済、風紀ノ改善ニ至ル」ものであり、支農会の事業そのものであった。会員は改善会での「決議事項ハ必ズ之ヲ実行スルコトヲ誓約シ」ていた。こうして改善会は「支農会発展ノ原動力」であった。事実、支農会長以下の役員も作業主任者から選ばれており、支農会の運営は彼らにまかされていたと言えよう。

この組織体制の下でどのような事業を展開したのであろうか。改善会は、第9表に示されるように、平均して月1回以上開催されており、議題も年々増加している。議題の内訳をみると、農作業と各種品評会競技会に関するもので大部分を占めている。農作業で多いものは、種籾・苗代、肥料、水利・排水である。改善会は文字通り、農業技術の改善会＝技術普及の会議であった。

第9表 中沢支農会改善会議題内訳

	1923年	24	25	26	27	28	29
1. 会 務	4		4	1	6	6	1
2. 農 作 業	3	13	16	16	15	16	23
うち							
① 種籾・苗代		2	3	5	6	3	5
② 肥 料		3	5	3	1	3	4
③ 乾燥・調整		2	1	2		2	3
④ 水利・排水	2	5	4	2	4	3	5
⑤ 病虫害防除	1	1	1	2	2	1	2
⑥ 畑 作						1	3
⑦ そ の 他			2	2	2	3	1
3. 各種品評会・競技会	8	16	12	10	11	18	20
4. 副 業				1		3	
5. 視察・研究会・講演会	4	6	2	3	3	2	3
6. 共 同 購 入		2	6	3	2	2	3
7. 調 査		3	3	3	7	8	4
8. 生 活	1	1		1	2	4	
9. そ の 他		1				3	3
計	20	42	42	38	46	62	57
会 議 開 催 数	12	14	13	14	14	15	15

出所：中沢支農会改善会『会議録』・『決議録』。

年次 行 事 名	1919年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
深 耕 競 型 会		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
深 耕 伝 習 会		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
排 水 共 進 会			○			○						
排水道路管理維持品評会								○	○		○	○
堆 肥 品 評 会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水稲立毛品評会予選会		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
水稲増収率比較品評会											○	○
雁 爪 競 技 会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雁 爪 伝 習 会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生 産 米 検 査 調 査								○	○			
生産米検査成績品評会										○	○	○
農 事 視 察		○				○		○	○			
農事講演会・講習会			○		○				○			
その他を合せた事業数	4	7	8	6	8	11	8	15	17	18	18	19

第6図 年次別中沢支農会主催主要諸行事

注. ○はその事業が行なわれたことを示す.

出所：中沢支農会『事業原簿』より作成.

各種品評会・競技会も支農会の事業として重要であった。第6図によってその実施状況を見ると、深耕・排水・堆肥の3大技術を始め、主要な農作業に関する品評会・競技会・伝習会が行なわれ、しかもその数が年々増加している。これらには原則として全戸が参加しており、深耕や除草作業である雁爪には、鋤頭だけでなく、クラスを分けて、二・三男や若勢、女子も参加している。支農会設置以前に村農会主催で行なわれていたときの参加者は、全村で、せいぜい数十名であったから、支農会が主催することにより、参加者数が飛躍的に増大したことは明らかである。また行事の内容も拡充された。たとえば排水共進会が、排水道路管理維持品評会になり、新たに生産米検査成績品評会も開催されるようになっている。支農会でも産米改良は重要であった。

村農会の支農会設置規程によれば、支農会の事業は「本会ノ指揮ヲ受ケテ」行なわれるものであったが、事実ここに示された各種品評会・競技会・伝習会には、審査長は村農会技術員、時には郡農会技術員が当たっており、さらに生産米検査成績品評会では、米穀検査所の検査員を兼ねている技術員が担当し、それぞれ審査を行ない、講評を加えていた。講演会・研究会には、他町村の農会

技術員・郡農会技術員も出席し、農業経営、深耕・排水・堆肥、温床栽培、畑作、農事一般等の演題で講演・報告を行ない、時には村長が「農民の覚悟」という題で話したりもした。支農会の事業は村農会の「指揮」の下に行なわれていたのである。

中沢支農会は、各種の調査も行なっていた。たとえば、品種別作付反別、収穫高、金肥使用高、堆肥生産高、生産米検査成績などである。これらは品評会の基礎データでもあったが、当然各農家の技術・経営改善に役立ったと思われる。また金肥など新技術や、生産米検査などの商品化に関する調査も行なわれていたことは注目すべきであろう。

この外に共同購入が行なわれていたが、購入品目は、種粃と蔬菜種子であった。優良品種もまた支農会を通じて配布されたのである。共同塩水選、共同田植、病虫害共同防除は、支農会を3つに分けた実行組合毎に行なわれていた。

以上見てきたように、中沢支農会の活動は、改善会を中心に非常に活発であった。それは、支農会が設立された1919年から1928年までの10年間に各種共進会・品評会で村農会・郡農会・県農会等より18回も表彰され、受賞していることから理解されよう。

支農会の事業内容は、規約上農村生活のすべてにわたるものであったが、その活動の記録に示されたものは、稲作に関しては耕耘から収穫調整・生産米検査まで、水利については水路の維持・管理まで、共同購入は種子の購入にとどまっており、生活に関しても鋤頭・若勢の農休日に関する事項にとどまっていた。このことから支農会の活動を担っていた改善会は、農業生産と直接結びついた技術の改善を目的として事業を行なっていたのであり、農会の技術普及＝農事改良事業の最末端組織であった。また古老からの聴き取りによると、中沢部落では、新品種等新たな技術の導入は、戸主の了解を得た上でのことであったが、鋤頭が決定したそうである。そうであれば、改善会を通じた各農家への技術普及の効果は、より一層大きかったと言えよう。

こうした支農会の事業は、中沢支農会に限られたことではない。県内の他の支農会の事業を第10表から見ると、農事研究会、各種競技会品評会、共同作業

第10表 秋田県内農会支農会の施行事業(1926年)

事業種類	施行支農会数	実施率	事業種類	施行支農会数	実施率
水稻立毛品評会	431	20.0%	秣場品評会	27	1.3%
深耕競型会	347	16.1	試作田設置	28	1.3
排水共進会	424	19.6	農産物品評会	250	11.6
雁爪共進会	344	15.9	病虫害駆除	278	12.9
農事調査	344	15.9	採種田畑設置	261	12.1
農事講習講話会	446	20.7	温床設置	19	0.9
堆肥共進会	436	20.2	園芸研究会	39	1.8
藁工品品評会	348	16.1	農具共同利用	17	0.8
農事研究会	927	42.9	養 鯉	2	0.1
農事視察	381	17.7	植林(基本財産) 造 成	2	0.1
共同作業	417	19.3			
宅地利用品評会	2	0.1	合 計	5,770	(2.67)

注. 実施率は、各事業施行支農会数の、第1表で示した1926年の2,159支農会に対する割合である。また合計の()は1支農会平均施行事業数である。

出所：帝国農会『農家組合』(昭和3年7月)。

等、中沢と同様の事業を行なっていることがわかる。

しかし現実の農業生産は、農会一支農会との関係にとどまらず、より広範に外部との関係のなかで営まれていた。その関係の広がりを見るために、支農会の母体である部落の活動を部落長の記録から記載された事項を拾い上げると、

関係機関	関係事項
村 当 局	納税 衛生 徴兵 道路修理 消防 選挙
産 業 組 合	貯金 共同購買 農業倉庫
耕地整理組合	溜池の改修・修理
畜 産 組 合	種付 削蹄
他 部 落	境界問題
自 部 落	財政、神社、農休日、秣場(入会山)の維持・管理、溜池の改修・修理

第7図 中沢部落の他機関との関係(1924年)

出所：中沢部落『大正13年度記録』。

第7図のようになる。ここに見られるように、中沢部落は多様な機関と多数の事項について関連を持っているが、農業経営に限ってみても、肥料の購入と米の販売について産業組合と、水利について耕地整理組合と、農耕馬について畜産組合と関連しており、部落自身も秣場や溜池の維持管理を行なっている。この時期の農業生産＝農業経営は、部落を通して、これら諸機関と関連を持つことによって存続し得たと言えよう。支農会は、部落それ自身と、部落を通じた諸機関の事業に補完されて、その活動を展開したのである。見方を変えて言うならば、部落は農業生産にとって最も重要な農事改良事業を行なう農会に対応するために、農業生産の実際の担い手である鉏頭で組織した支農会を生み出したとも言えよう。それは鈴木栄太郎が言うように、「農家小組合と言ふ新らしい集団活動形式が新たに発生したと言ふより寧ろ古くからの共同生活の原理がかくの如き集団活動の形態をとったのであると言つても過言では⁽³⁴⁾」ないと思われる⁽³⁵⁾。

また中沢部落における農業生産は、第7図で示されたものの外にも、外部機関との関連をもって営まれていた。例えば、村当局によって設置された海岸砂防林は、西目村の水田の反収を引き上げる効果が大きかったと言われていた⁽³⁶⁾。これら諸機関の活動は、産業組合にしても、耕地整理組合にしても、日露戦争後の政策の強化によって普及し、1920年代以降さらに発展を示す⁽³⁷⁾。農会もまた、本稿でこれまで検討したように、町村農会の下部機関として農家小組合を組織することによって、その事業を農家にまで浸透させることが可能になったのである。このことは、1920年代には農業問題の深刻化に対応した農業政策の積極化を背景にしつつ、村当局、農会、産業組合等々の農業諸団体が、農業生産に影響を与え、それを主導する程度が質的に深まったことを示すものである。

しかも本稿でしばしば述べてきたように、農会の農事改良事業は単に増産を目的としたものではなく、市場で高く売ることができる米の生産技術の普及に、重点の1つがあったのであり、商業的農業を促進するものであった。その農会が組織した支農会は、従って穴見氏が言うように、「小組合自身の独自の機能

というのは、部落内農家の全部または大多数を結集し、「これら農家が商品経済にうまく対応できるようにすることであ⁽³⁸⁾」ったのである。しかも農会は、産業組合のように流通過程からではなく、生産過程を軸にした事業を行なうことをとおして、いち早く農家を組織することに成功したのである。

注(1) 以下は崎浦〔32, 第2章〕による。

(2) 在来種は、多かれ少なかれ異なった遺伝子型を含む個体群である。そこからその品種が本来持っている優良な遺伝子のみを持つ固体を選択し固定する方法を純系淘汰と言い、この方法で選抜された品種を純系淘汰種と言う。くわしくは、農学大事典編集委員会〔20〕を参照。

(3) 持田恵三氏は、この時期における作付品種の変化を、品種革命と表現しており、変化の要因として市場条件を重視している（持田〔16, 第2編第4章第2節〕）。

(4) この点は稲作を中心とした商業的農業の展開の地帯区分を考える時、興味深い問題を提起していると思われる。今後の研究課題の1つとなろう。

(5) 秋田県農業試験場〔5〕。

(6) 以下主として、秋田県農業試験場〔4〕による。

(7) 同、41ページ。

(8) 持田〔16, 167ページ〕。

(9) 秋野〔1, 95ページ〕。

(10) 試験が2回にわたって行なわれたのは、梅雨をこすと米の食味は一般に落ちるのであるが、その時期でもなお食味が良いものは、特に高値で取引されたのであり、この点を意識してのことであろう。こうした米の代表例は山形県の庄内米であり、由利郡産米である本荘米もこれに次いでいた。くわしくは、山形県〔47, 第2章〕拙稿および大鎌〔26, 123~124ページ〕参照。

(11) 持田〔16, 152~153ページ〕。

(12) 以上食味試験については、秋田県農事試験場〔7〕（昭和元~3年）による。

(13) 東畑〔46, 223ページ〕。なお東畑精一は、「商品生産経済」という言葉を、改良品種の能力を発揮させるためには肥料投入量を増加させることが必要であり、従って農家の現金支出の増加を強制するが、それを上回って収量が増加する、という意味で使用している。しかし改良品種は、そのみにとどまらず、本文で述べたように、本来市場で有利に販売されるような品種であったことを指摘しておく。

(14) このため亀の尾が選抜された山形県庄内では、1911年にイモチ病が大発生した後、亀の尾は急速に作付面積を減少させた。くわしくは鎌形〔14, 第6章〕を参照。

(15) 秋田県農業試験場〔4〕。

(16) 大鎌〔26, 101~104ページ〕。

(17) 優良な共同受検場については、毎年数十カ所ずつ表彰していた。その活動の一端

を紹介すると、「(共同受検場の——引用者) 理事ハ検査員ヨリ示サレタル産米改良上ニ関スル事項ハ自ラ之ヲ実行シ其範ヲ組合一同ニ示シ産米改良^(マキ)ヲ努力シツツアリ」(秋田県米穀検査所〔3〕, 大正10年)。

- (18) 以下県農会の事業内容に関しては、主として、秋田県農会〔6〕119号(大正11年4月), 5~34ページ, による。
- (19) 大鎌〔16, 105ページ〕。原典は東京廻米問屋組合『第三回玄米品評会要件録』。
- (20) 秋田県米穀検査所〔3〕(昭和3年)。
- (21) 大鎌〔26〕。
- (22) 聴き取りによる。
- (23) 西目村農会の事業については、大鎌〔27〕を全面的に手を入れたものである。
- (24) この専任技術員は、県農会の養成によるものではなく、山形県庄内の本間農場出身の技術者であった。由利郡と庄内の密接な関係を示すものとして興味深い。
- (25) この意味で、1922年の農会法の改正により会費の強制徴収権が認められたこと、1926年から技術員設置費に国庫補助が開始されたことの意味は大きい。くわしくは、玉〔40〕参照。
- (26) 以下西目村農会『会務報告』各年による。
- (27) 西目村農会『評議員会会議録』。
- (28) 秋田県農会〔6〕128号(大正12年1月), 5ページ。
- (29) 同, 208号(昭和4年9月), 51~53ページ。
- (30) 中沢支農会の活動に関しては、『会議録』, 『議事録』, 『事業原簿』, 『事務簿』, 『歳入出入予算決算書』, 『沿革事蹟』(いずれも現西目町中沢部落所蔵)を参照した。以下繁雑さを避けるため、いちいち出典は記さない。なお本節と次章は、大鎌〔27〕を全面的に書き改めたものである。
- (31) 注(30)で示した各種記録を記帳し保管していたことも、支農会活動の優秀さを示すものである。
- (32) 「西目村農会中沢支会規約」は、1927年に制定されている。
- (33) この実行組合は、昭和農業恐慌下に政策的に設立・普及が促進された農事実行組合とは、性格を異にする。
- (34) 鈴木〔35, 16ページ〕。
- (35) この事をより実証的に明らかにするためには、支農会が組織される以前と以後の部落の活動を検討する必要がある。今後の課題としたい。
- (36) 村当局による砂防林の設置については、佐々木孝一郎『西目村砂防林の経営』(非売品)による。
- (37) 西目村産業組合の1920年代における販売事業については、大鎌〔26〕を参照。
- (38) 穴見〔8, 149ページ〕。

4. 支農会の活動と農家の対応

前章で検討した農会による支農会を通じた農家の組織化と、農事改良事業の普及が、いかなる深度をもって農家の農業生産をとらえたのかを、支農会の記録によって検討しよう⁽¹⁾。

中沢部落は全部で25戸の農家によって構成されている。各戸の耕作面積は第11表に示される。階層毎にその性格を見てみよう。まずⅠ階層（1戸）は、村内第1位の地主であって、全体の所有高はすでに示した（6ページ）。部落内にも10町歩弱の貸付地を持ち、貸付農家は19戸にのぼる。しかも自作地を3町5反歩経営し、年雇を男女合わせて5～6人雇用していた自作地主であった。当主は産業組合長を勤め、後に農会長にも就任する。産業組合長として農業倉庫の建設に際して、「事業が失敗したら入庫米全部を自分が買い上げる」と言って、事業を促進したほどの経済力があったと言われている。Ⅱ階層（7戸）は

第11表 中沢部落農家の自小作別水田耕作面積

（単位：畝）

階層	農家番号	自作地	小作地	耕作地合計	階層	農家番号	自作地	小作地	耕作地合計
Ⅰ	①	356	—	356	Ⅳ	⑭	—	173	173
Ⅱ	②	335	—	335	Ⅳ	⑮	—	160	160
Ⅱ	③	134	186	320	Ⅳ	⑯	21	135	156
Ⅱ	④	181	98	278	Ⅳ	⑰	3	142	145
Ⅱ	⑤	276	—	276	Ⅳ	⑱	5	132	137
Ⅱ	⑥	71	193	264	Ⅳ	⑲	—	131	131
Ⅱ	⑦	230	31	261	Ⅴ	⑳	1	105	106
Ⅱ	⑧	24	228	252	Ⅴ	㉑	—	93	93
Ⅲ	⑨	21	228	248	Ⅴ	㉒	7	69	76
Ⅲ	⑩	59	181	240	Ⅴ	㉓	29	34	63
Ⅲ	⑪	48	170	218	Ⅴ	㉔	0	62	62
Ⅲ	⑫	—	206	206	Ⅴ	㉕	—	36	36
Ⅲ	⑬	72	132	204	部落合計		1,872	2,922	4,804

注. 農家番号は耕作地面積の大きいものから付した。階層については、本文参照のこと。
出所：西目村農会調査，昭和4年『耕作地名寄帳』（中沢）より作成。

2町5反歩以上の経営農家である。このうち②～⑤の4戸は2～5反歩程の貸付地を持つが、これを以て地主と言うには面積が少なすぎるであろう。自作・自小作上層農である。Ⅲ階層（5戸）は2～2.5町歩層で自小作・小作中農層、Ⅳ階層（6戸）は1～2町歩層で小作零細層、Ⅴ階層（6戸）は1町以下の貧農と言えよう。もとよりこの区分は耕作面積のみから行なったもので、相対的なものである。中沢部落はこの時点でかなり分解のすすんだ部落であり、小作地率が60%を超えていた。それを在村地主が「締めて」いたのであった。ただし正確には判明しなかったが、Ⅲ階層以下は大部分兼業農家であった。兼業種類は、スミ焼、石工、大工、馬車運搬業、カヤ職人で、いわゆる農村雑業層である。

こうした農家で構成された中沢支農会の役員は、いずれも鋤頭で、1920年代末には、会長は①、副会長は③、実行組合長は②⑧⑬の農家が担当していた。役員は上層にかたよっていたが、Ⅳ階層の⑯が入っていることに注目する必要がある。①は地主であったが、その鋤頭は精農家として村内外に高名で、県農会報の「精農家を訪ねて」に6ページにわたって紹介される⁽²⁾ほど、優秀な技術の持ち主であった。その意味で①は、単に地主や上層農という資格だけでなく、優秀な技術者という資格もあわせ備えたリーダーであった。

町村農会にとっても、支農会におけるリーダーの適不適が、事業の成否を決定する最も重要な要素であった。前述の町村農会技術員の体験談でも⁽³⁾、「如何にせば（支農会の——引用者）活動力を旺盛にし得るか」について、第1に「団体の中堅たる人の如何」を挙げ、その必要条件として、「(一)部内を統率し得る力量と人望を持つもの、(二)其の部内に於て農業に関する智識技能の優れたるもの、(三)犠牲的精神に富めるもの」を指適している。こうした条件は、在村地主、篤農家の備えていた条件であり、中沢の①がまさしくそうであった。しかも「技術員たるものは又更に団体の指導と共にこれら中堅たる長たる人の指導を怠ってはいけない」と言うように、町村農会の技術指導は、部落内部に対する在村地主、篤農家の「統率」力、「犠牲的精神」を通じることによって始めて、末端の農家に浸透することが可能であったのである。このことは他面、

第12表 支農会改善会農家別出席率(1923~30年)

(単位: %)

農家番号	出席率	同 左	農家番号	出席率	同 左
①	126.8	} 126.8	⑭	18.6	} 55.8
②	122.7		⑮	73.2	
③	107.2		⑯	79.4	
④	86.6		⑰	40.2	
⑤	63.9	} 85.1	⑱	72.2	} 26.5
⑥	68.0		⑲	51.5	
⑦	73.2		⑳	82.5	
⑧	74.2		㉑	41.2	
⑨	88.7	} 61.9	㉒	3.1	} 26.5
⑩	46.4		㉓	0.0	
⑪	27.8		㉔	12.4	
⑫	73.2		㉕	19.6	
⑬	73.2		平 均	61.0	

注. 出席者数は延人数であるため, 出席率は100%を超えることもありうる. この期間改善会は99回開催されているが, 出席者名の記録があるのは97回である.

出所: 中沢支農会改善会『会議録』より作成.

この時期の在村地主, 篤農家にとっても, 農会から流れてくる社会経済状況の変化に対応し得る農業技術, すなわち商業的農業を促進する技術を部落内に浸透させることが, 自らの地位と指導力を保持しえた1つの理由であったと思われるのである。

さて支農会に対する農家の対応は, 改善会への出席率に示される。第12表によれば, 平均出席率は61%である。8年間にわたるデータであることを考えるならば, かなり高い出席率と言えよう。但し出席率には明らかに階層差があり, 特にⅤ階層は低かった。しかし下層でも⑮⑯⑱⑳の出席率が高い。

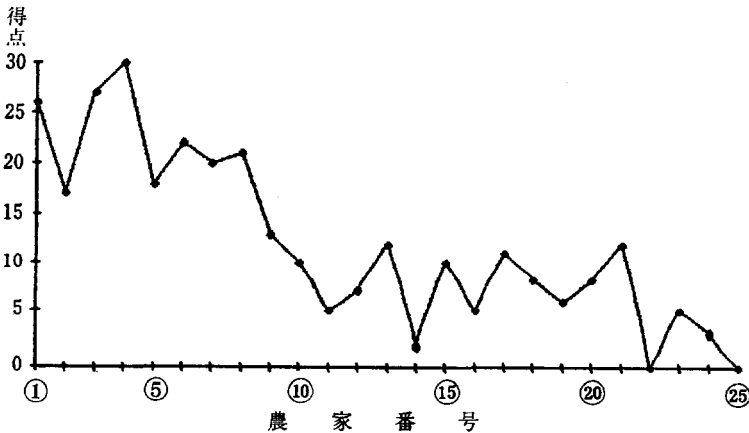
各農家の農業生産を見てみよう。第13表は階層別堆肥投入量である。まず気が付くことは総じて投入量が多いことである。平均して400~500貫は, 山形県の庄内の倍に近い。これは堆肥に客土効果を持たせるため, 草や藁を1尺積んでは土を3寸積むという製造方法だったからであった。また階層差は明確には表われない。ややⅢ階層が少ない程度である。堆肥の量は各農家とも十分確保されたと言えよう。しかし問題はその質である。堆肥の質を直接示すデータは

第13表 階層別1反当たり堆肥投入量

(単位: 貫)

階層	年次	1920年	23	24	25	26	27	28	29	30
I	①	500	544	549	560	541	534	467	445	505
II	②~⑧	423	447	471	507	479	485	452	480	585
III	⑨~⑬	370	338	387	386	348	418	319	399	406
IV	⑭~⑰	357	322	423	361	390	437	418	346	432
V	⑱~㉔	452	363	386	451	482	504	343	404	516
平 均		413	387	431	442	430	463	397	429	491

出所: 中沢支農会『事業原簿』より作成。



第8図 堆肥品評会得点 (1919~30年)

注. 得点は、各年度の特等を4点、1等3点、2等2点、3等1点として合計した。なお、①の農家は途中3年間表彰の対象外となったため、得点は低くなっている。

出所: 中沢支農会『事業原簿』より作成。

得られなかったが、堆肥品評会の得点から間接的に推測すれば(第8図)、上層と下層でその質に差があったことは明確である。堆肥は、量を確保するだけでなく、切り返し等の管理にも人手を要し、堆肥舎などの設備も必要だったことから、こうした質の差を生み出したのであろう。肥料に関しては、この時期一般的には大豆粕などの金肥も使用され始めている。中沢でも石灰窒素、蒸製骨

粉、過磷酸石灰、魚粕等が全農家で使用されている。しかしその量はごくわずかで、例えば1928年には、大豆粕は反当1.07貫、窒素成分に換算して0.3kgにすぎない。当時支農会では、金肥の使用は苗代だけに限定し、本田は堆肥だけで作るように指導していたといわれていた⁽⁴⁾。中沢ではこの時期でも、金肥で堆肥を補完するということはほとんど無かったと言えよう。従って堆肥の質に見られた階層差は、そのまま肥料使用の差として残ったのである。

次に作付品種を見てみよう。前述のように優良品種の普及は、農会の農事改良事業にとって、最重要課題の1つであったが、第14表に見るように、中沢でも亀の尾が36%、陸羽132号が20%、2品種合計で56%の普及を示している⁽⁵⁾。前掲第4図に見られるように、秋田県では、1929年に陸羽132号の作付面積は亀の尾を上回っている。品種選択に関しては、中沢はやや遅れている

第14表 1929年農家別亀の尾、陸羽132号作付割合

(単位: %)

農家番号	亀の尾	陸羽132号	2品種合計	農家番号	亀の尾	陸羽132号	2品種合計
①	6.5	26.9	33.3	⑭	46.7	8.0	54.7
②	53.3	16.7	70.0	⑮	55.9	11.8	67.7
③	23.5	27.1	50.5	⑯	20.8	20.1	41.0
④	20.5	25.0	45.5	⑰	55.1	25.0	80.2
⑤	33.3	35.4	68.8	⑱	64.7	22.6	87.2
⑥	15.6	26.7	42.2	⑲	49.1	5.8	54.9
⑦	34.2	26.3	60.5	⑳	64.5	6.5	71.0
⑧	36.4	22.7	59.1	㉑	-	-	0.0
⑨	31.8	34.1	65.9	㉒	93.8	-	93.8
⑩	23.4	25.4	48.8	㉓	66.7	-	66.7
⑪	36.8	14.7	51.5	㉔	30.8	30.8	61.5
⑫	35.7	5.5	41.2	㉕	71.4	-	71.4
⑬	46.9	6.3	53.1				
①～⑬ 平均	29.9	23.2	53.2	⑭～㉕ 平均	49.6	12.2	61.7
				総平均	36.0	19.8	55.8

注(1) 不突合は四捨五入による。

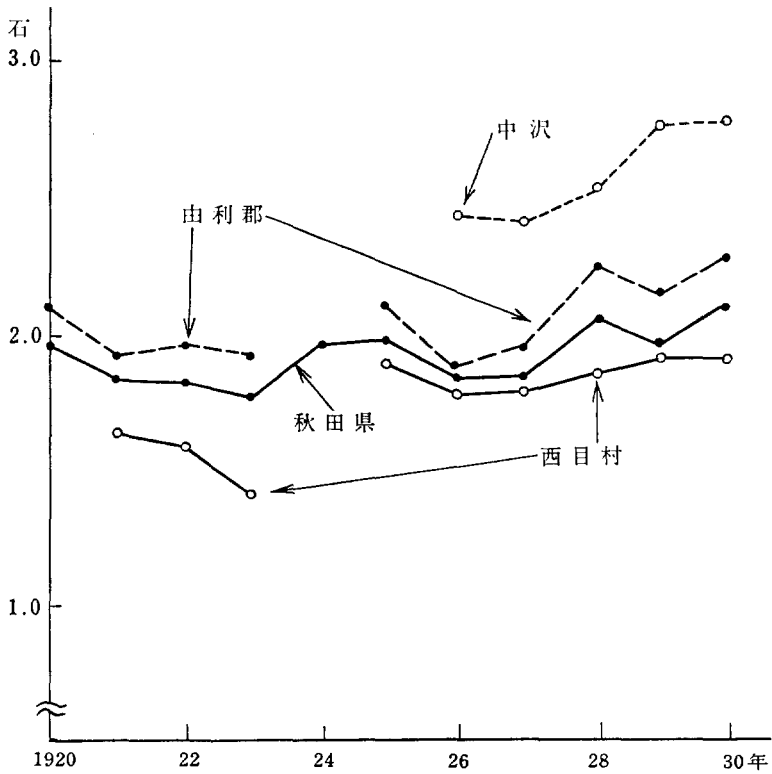
(2) 作付面積には糯を含む。

出所：中沢支農会『事業原簿』より作成。

ように思われる。しかも階層差も見られた。すなわち①～⑬の上層は2品種間の作付比率の差は7ポイントと少なく、陸羽132号が上回っている農家が6戸あるのに対して、⑭～⑳の下層では、亀の尾の作付比率が50%と圧倒的に多く、陸羽132号との差は37ポイントもある。由利郡での亀の尾は明治期から作付けられており、その意味で下層ほど品種選択は「保守的」に見える。しかし亀の尾が多かったのは、中沢の農家が保守的であったということではない。むしろ明確な理由があつてのことであつた。すなわち第1に、由利郡産米である本莊米が、すでに山形県の庄内米とともに、梅雨明け後の味付け米としての声価を米穀市場で確立し、事実農業倉庫からの出庫時期も8月、9月に集中している⁽⁶⁾。このことを前提にすると、品種の転換を図ることはリスクであつたと言えよう。亀の尾が残つたのは、商業的農業の進展に逆行したのではなく、むしろ市場での評価を優先したものであつたと考えられるのである。第2に、第3図に示したように、陸羽132号は亀の尾より肥料投入量に対する反応度の高い品種であつて、堆肥のみの施肥を指導されていた農家にとって、亀の尾はより適した品種であり⁽⁷⁾、また堆肥の質が相対的に悪かつた下層農家にとって、収量の落ち方の少ない品種であつたと言えよう。こうした点に亀の尾が残り、しかも下層農家によって作付けられていた理由があつたのである。

反収はどうであつたろうか。第9図からもわかるように、中沢の反収は県や郡の平均より、はるかに高い水準に達していた。おそらく県内でも最高位のグループに属するであろう。部落内では反収6俵＝2石4斗を取って一人前と言われていた。しかも第15表に示されるように、上層は勿論のこと、下層でも県や郡の平均を上回る高い反収である。ただしⅣ・Ⅴ階層は部落内では相対的に低い水準にとどまっていた。反収は技術だけでなく土地条件の差によっても決められることであるから一概には言えないが、上記の肥料の差に見られた技術の差が反映したと思われる。支農会の技術普及は反収の差を克服できるほどには浸透しなかつたのである。

最後に米穀検査の成績を検討しよう。第16表からもわかるように、生産された米のうち6～7割が生産検査を受検し、しかも、上位等級米が9割に達して



第9図 反収の推移

出所：秋田県，由利郡，西目村は『秋田県統計書』（各年），中沢は『事業原簿』。

第15表 階層別平均反収

(単位：石)

年次		1926 年	27	28	29	30
階層						
I	①	2.70	2.55	2.91	3.04	3.04
II	②～⑧	2.54	2.48	2.61	2.88	2.85
III	⑨～⑬	2.45	2.43	2.62	2.76	2.84
IV	⑭～⑰	2.30	2.34	2.45	2.63	2.65
V	⑳～㉔	2.27	2.19	2.28	2.46	2.48
平 均		2.46	2.42	2.57	2.77	2.78

出所：中沢支農会『事業原簿』より作成。

第16表 中沢部落生産米検査成績

(単位：俵，%)

年 次	1926 年	27	28	29	30
生産総数 (A)	2,645	2,607	2,814	2,994	3,066
受検俵数 (B)	1,717	1,678	1,857	1,912	2,134
上位等級俵数 (C)	1,583	1,454	1,842	1,636	2,039
B/A	64.8	64.4	66.0	63.4	69.6
C/B	92.2	86.7	99.2	85.6	95.6

注. 上位等級とは、1～3等に入ったもの。

出所：前表に同じ。

いる。これを上位等級米合格率の県平均が24%，郡平均が50%⁽⁸⁾であったことと比べてみると、驚くべき割合であることがわかるであろう。しかも第17表に示されるように、全階層とも同様の傾向にある。このことは下層も小作米としてまた零細

第17表 階層別生産米検査成績(1929年)
(単位：%)

階 層	受検俵数 生産総数	上位等級俵数 受 検 俵 数
I ①	65.3	100.0
II ②～③	65.8	80.0
III ④～⑬	61.2	86.2
IV ⑭～⑲	65.9	90.3
V ⑳～㉓	56.0	88.2

出所：前表に同じ。

なしかも窮迫的な販売用として⁽⁹⁾、半分以上の米を手離したことを物語ると同時に、そのほとんどが上位等級に合格する技術、すなわち米の商品化技術を身につけたことを示すものである。

以上中沢支農会の事業に対する農家の対応と農業生産について見てきた。その結果は、たとえば優良品種の作付け、堆肥の投入量、各競技会への参加、米穀検査の上位合格率等などからわかるように、個々の技術については階層に関わりなくほぼ全農家に普及したと言えよう。しかし改善会への出席率については、特にV階層が悪かったこと、堆肥品評会の得点から推測されるその質は下層ほど悪いこと、その結果亀の尾から脱却できなかったことがわかった。そしてそれら全体の結果として階層による反収差を残存させていたのであった。

従って支農会は在村自作地主の部落内におけるリーダーシップの下で、少なくともⅡ・Ⅲ階層の上・中農層に増収と商業的農業に対応する技術を普及・浸

第18表 本荘米移出量および主要県別割合

年次	生産量 (A)	移出量 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$	移出先割合		
				東京	山形	北海道
1913年	千俵 444	千俵 48	% 10.8	% 16.6	% 0	% 81.3
15	646	96	14.9	7.3	0	90.0
17	513	157	30.6	11.5	14.0	73.9
25	753	297	39.4	96.9	-	1.0
27	698	292	41.8	90.4	7.9	0.7
29	787	418	53.1	74.4	13.6	0.2

注. 1918～24年は資料を欠く、移出量のうち17年までは玄米のみ、25年以降は移出量全量。

出所：『秋田県米穀検査成績』（各年）による。

透させ、全体として米の商品化を一層促進したのである。由利郡産米である本荘米は、この時期第18表に示されるように移出量と移出比率を増大させ、しかも東京市場へと集中的に進出したのである。

前述のように支農会は、部落が農会の農事改良事業を受け入れ、技術を普及させるために生み出した組織であった。そこには当然部落における農家間の関係が反映している。中沢農会では、それは在村自作地主のリーダーシップと、それを支えた役員、指導を受け入れた上・中農層という関係に表われている。農会は、このような部落＝自治村落を媒介にして、支農会＝農家小組合をとおして、農家の中核的な階層をつかまえたのであり、農会による農家の組織化は、少なくともこの地域では、1920年代末までに完成⁽¹⁰⁾したのである。

注(1) 本章で使用する資料は、前章の注(9)と同一である。

(2) 秋田県農会 [6] 244号（昭和7年9月）、47～52ページ。

(3) 同208号（昭和4年9月）、47～8ページ。なお引用文中に句読点を補った。

(4) 聴き取りによる。

(5) ちなみにこの年中沢で作付けられた品種は梗で14種ある。このうち5町歩以上作付けられたのは、亀の尾、陸羽132号の2種、1～5町歩作付けられたのは、芒亀、金星、狙々早生、万石、玉乃井の5種である。残りの7種は1町歩以下である。このうち県の奨励品種はわずか3種で、亀の尾、陸羽132号以外には、日吉が2.5反歩作付けられたにすぎない。しかし一般に品種の名称は、地域毎に独自に付けられることも多く、正確なことはわからない。

- (6) くわしくは、大鎌 [26, 123~124 ページ] 参照。
- (7) ちなみに由利郡で陸羽 132 号の作付けが亀の尾を上回るのは 1931 年で、県全体より遅い。
- (8) 秋田県米穀検査所 [3] (昭和 3 年)。
- (9) 零細な量の米の販売と西目農業倉庫の事業の関連については、大鎌 [26] を参照せよ。
- (10) 本文でも触れたように、支農会の諸活動は、最下層の貧農層の反収を引き上げるところにまではいたっていない。しかし政府に主導された農会の農事改良事業の目的が、商業的農業の促進とそれによる食糧問題への対応というところにあったとすれば、その観点からは、そもそもこうした貧農層の反収を引き上げること自体問題にならないのであり、部落の中核部分にその効果が及べば良かったのである。その意味で「完成」と表現した。中沢のような東北地方の在村地主型部落の場合、貧農層の問題は部落自身の問題として、部落の執行部としての在村地主の「いわゆる温情的な関係」のなかで「維持」されていたのである。

在村地主型村落と貧農・雑業層の関係については、斎藤 [31, 37~38 ページ] を参照せよ。

5. お わ り に

以上、稲の改良品種の開発と普及および農会の農事改良事業について検討を行ってきた。そこで最後に、1 において本稿に課した 4 つの課題に答えることをもって、結論としたい。

第 1 の課題は、技術開発・普及体制の具体的様相の解明にあった。細かい点は本文で触れたので繰り返さないが、この課題について重要なことは、1916 年を画期として強化された技術開発・普及政策が農業問題に対応した食糧政策の解決を図ることを目的としたものであり、政策を媒介にした資本主義と農業の関係をより緊密にするものであったことである。従って開発され普及した技術も、商業的農業を促進する性格のものであった。また普及体制も、明治期における老農の知識と経験に依存したものから、農事試験場・米穀検査所・農会の、それぞれの組織的強化を伴う相互の連携の下で行なわれるものへと変化した⁽¹⁾。

ただし、この普及組織の末端に位置づけられる支農会＝農家小組合は、部落＝自治村落という伝来的な農家の組織を媒介にして始めて、組織することが可

能であった。また改良技術も部落という「受け皿」があって、農家レベルにまで浸透しえたと言えよう。しかも部落における在村地主や篤農家のリーダーシップも重視すべきである。町村農会技術員の技術指導の対象は、まず第1にこうしたリーダー達であった。これら在村地主や篤農家は、おそらく明治期には在来的技術の開発・普及の担い手層であったと思われる。それを1910年代後半以降の普及組織は、その末端に組み込み、彼らの他の農家に対するリーダーシップを「利用」したのである。ここに戦前期の農業技術普及組織の最も大きな特徴の1つがあったと言えよう。戦前期における普及事業が成功した理由の1つは、こうした農村社会に適合した普及組織の形成と、農家間の社会的関係に適合的な普及方法にあったと言えよう。

このことは、開発途上諸国の普及組織と普及方法を考えるにあたって、少なからざる示唆を与えるものと思われる。開発途上諸国で技術の普及を図る場合、普及システムの形成と普及員・技術員の設置が必要であるのは言うまでもないが、さらに農民の側にもその「受け皿」としての組織とそのリーダーが必要となろう。それがその設置目的に沿って十分に機能し得るか否かは、農民組織に対する指導方法のあり方、技術の適合性、政策的援助の有無や方法などが重要な要素である。と同時に、農民組織の形成のされ方や、リーダーへの指導方法が、それぞれの地域における農村社会のあり方や農民の社会的関係のあり様に適合的な性格であるか否か、在来的な農民組織の持つポテンシャルを引き出し得るようなものであるか否かも、重要な要素であることを、系統農会の活動は示唆している⁽²⁾。

第2の課題は、技術普及を通してみた農会の性格についてである。農会は1910年代後半から1920年代にかけて、技術員の設置と支農会＝農家小組合の組織化を行ない、その組織特に町村農会の組織体制を強化する。その契機が国の改良品種普及政策＝食糧政策の強化であったこともあって、採種圃のネットワーク網に見られるように、県段階以下の系統農会は農事改良事業を本格的に展開する。農事改良事業は、農会のそもそもの本務であったのであり、その意味でこの時期農会の事業が本格化したと言えよう。ただし繰り返し述べている

ように、農事改良と言っても、最初から市場で高く販売される商品を作るためのものであった。従って農会の農事改良事業は、一面では、米穀検査所が行なう産米改良をも取り込んでいったのである。他面農会は販売組織を作るため産業組合を指導し、農業倉庫の設立を進める。さらには米穀の販売斡旋事業を積極的に推進し、秋田県農会は東京に倉庫を持つほどであった⁽³⁾。さきに述べたように秋田県は純農村Ⅱ型に属する。しかも米単作地帯である。その秋田県農業が、第1次大戦前後の日本経済の転換に対応していくためには、結局米の販売を強化する以外に方法はなかったであろう。そこに農会の事業が展開しえた根拠もあろうし、農家が受け入れる理由もあった。系統農会は、1920年代を通して商業的農業の体制を末端の農家レベルから作り出し、それを推進したのである⁽⁴⁾。

第3の課題は農家小組合の性格についてである。中沢支農会の活動からも理解されるように、支農会＝農家小組合はまず農会の下部組織であり、農事改良事業の浸透ルートであった⁽⁵⁾。同時に支農会＝農家小組合は、部落の一分肢でもあった。農家の農業生産と生活は、農会だけに関係しているのではなく、他の諸団体とも密接な関係を持っており、しかも部落を媒介にして結びついていた。従ってまた、支農会は部落を媒介にして他の諸団体に補完されていたのである。それは農会が他の諸団体と関係を持っていたことに対応する。ただ支農会の場合、その事業が農家の再生産を直接に、それ故部落の再生産を直接に規定する農業生産に関わったものであるだけに、相対的にその比重は大きかったと思われるのである。だからこそ、部落は支農会という独自の、しかも鉾頭という直接生産に携わる者で構成された組織を生み出したのであろう⁽⁶⁾。また中沢のような在村地主型村落の場合、支農会の事業は、地主のリーダーシップに依存することが多かった。在村地主は部落の執行部として、農家と部落の再生産の安定を図る必要があったのである⁽⁷⁾。また部落の他の農家も、在村地主のリーダーシップに依存する必要があったのである。こうした関係を持つ部落を下部機関として組織しえたからこそ、農会の事業が浸透したのであり、農会が農家の中核部分を把握することができたのである⁽⁸⁾。

最後に、技術開発・普及と農会を中心とした諸組織の意義を、農業問題との関係で、歴史的に位置づけよう。秋田県産米は、1910～20年代を通して、東京市場へ進出する。その移出量の増加率は、生産のそれを上回っていた。東北・北陸地方の諸県でも同様であった。東京市場は、東北・北陸地方産米に「独占」される⁽⁹⁾。米をめぐる需給のアンバランスは、この過程で調整された。農業問題の一局面である食糧問題は「解決」されたのである。この過程は、農家の側から見ると、生産高に占める販売高の比率の上昇であり、米の商品化の進展、すなわち商品経済の一層の浸透である。この商業的農業の深化は、米に限らない。むしろ蔬菜・果樹・畜産物・養蚕の伸びは、この時期著しいものがある。だが1920年代後半より、米価は低落し始める。過剰が強まったのである。本稿で検討した国内における増産政策と同時に展開された、植民地特に朝鮮における「増産」と内地への移出増が過剰を促進したのである。過剰傾向は産地間競争を激化させ、農家は良質で安価な米の増産を目ざす。上記の技術の普及は、この面からも促進されたのである。しかし1929年から始まる「昭和の大恐慌」は需要を収縮させ、米価を激落させる。だが商品経済化した農業生産は、むしろ供給を増大させる。植民地では特有の政治的問題もあって、移出量をさらに増加させる。こうして悪循環が形成された。このことは農村に様々な政治問題・社会問題を引き起こした。新たな農業問題の顕在化である。この農業問題発生の根拠の1つは、商業的農業の深化にあった。その意味で、第1次大戦期の農業問題への対応策であった稲作技術・普及政策は、当時の農業問題の解決に「成功」したことによって、次の農業問題の発生を準備したのである。

注(1) その完成形態は、1927年に始まる指定試験制度である。くわしくは崎浦〔32, 第2章〕を参照。

(2) この意味で、インドネシアの西スマトラにおける技術普及のための普及組織クロンボッ・タニとそのリーダーであるコンタッ・タニの活動は、非常に興味深いものがある。くわしくは、米倉〔49〕を参照。

(3) 農会と産業組合および農業倉庫との関係、さらには秋田県農会の販売斡旋事業については、大鎌〔25〕,〔26〕を参照。

(4) 本稿ではほとんど触れることができなかったが、1922年の農会法の改正は、こうした農会の性格を法認したと言えよう。

- (5) 1933 年現在で、農家小組合の指導団体は、78 %が農会であった（玉〔40, 187 ページ〕）。
- (6) 周知のように昭和恐慌下の経済更生運動期間中、産業組合は部落に農事実行組合を組織し、産業組合に加入させようとし、国もそれを促進するが、成功したとは言えない。その理由の1つとして、産業組合が部落組織を形成するための契機に相違があったと思われるのである。そのことがひいては、戦時統制の遂行のため、農会による部落組織の再編を必要としたのであろう。
- (7) 在村地主の部落における役割と機能については、斎藤〔30〕,〔31〕を参照。
- (8) 従って本稿の結論を性急に一般化することは、戒めなければいけない。他タイプの村落でも検討する必要がある。この点産業組合に関してであるが、斎藤〔31, 29～35 ページ〕が大変示唆的である。
- (9) くわしくは持田〔16, 第1編第4章〕を参照。

〔引用文献〕

- 〔1〕 秋野正勝『日本農業の成長の源泉』（秋野正勝氏遺稿論文刊行会，1981年，非売品）。
- 〔2〕 秋田県『秋田県史，資料』大正昭和編，（昭和37年。）
- 〔3〕 秋田県米穀検査所『秋田県米穀検査成績』。
- 〔4〕 秋田県農業試験場『秋田県農業試験場七十年史』（昭和42年）。
- 〔5〕 秋田県農業試験場『技術研究八十年の歩み』（昭和46年）。
- 〔6〕 秋田県農会『秋田県農会報』（各年次）。
- 〔7〕 秋田県農事試験場『業務功程』（各年次）。
- 〔8〕 穴見博「農家小組合の諸形態」（農業総合研究所九州支所『研究資料』No. 37, 昭和56年3月），111～155 ページ。
- 〔9〕 馬場宏二編『シリーズ世界経済Ⅰ，国際的連関——焦点と回路——』（御茶の水書房，1986年）。
- 〔10〕 長憲次「農家小組合に関する考察」（全国農業協同組合中央会『協同組合奨励研究報告』第6輯，1980年），399～426 ページ。
- 〔11〕 橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』（東京大学出版会，1984年）。
- 〔12〕 速水佑次郎『日本農業の成長過程』（創文社，昭和48年）。
- 〔13〕 Hayami, Y., and Kikuchi, M. *Asian Village Economy at the Crossroads: An Economic Approach to Institutional Change*. Tokyo: University of To-

kyo Press, 1981.

- [14] 鎌形勲『山形県稲作史』（農業総合研究所，昭和28年）。
- [15] 栗原百寿「帝国農会を中心とした系統農会の農政運動史」（『栗原百寿著作集第五巻，農業団体論』，校倉書房，1979年），194～238ページ。
- [16] 持田恵三『米穀市場の展開過程』（東京大学出版会，1970年）。
- [17] 森武麿「戦時体制と農村」（中村政則編『戦争と国家独占資本主義』，体系・日本現代史第4巻，1979年，日本評論社），267～309ページ。
- [18] 長原豊「戦前昭和期を中心とした商業的農業の展開過程——現代資本主義と農業の組織化の分析のために——」（『千葉大学園芸学部学術報告』第36号，1985年），81～109ページ。
- [19] 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』（岩波書店，昭和46年）。
- [20] 農学大事典編集委員会『農学大事典』（養賢堂，昭和50年）。
- [21] 野本京子「農会史研究の動向——一九七〇年代以降——」（農業史研究会『農業史研究会会報』第16号，1984年9月），13～19ページ。
- [22] 農林大臣官房総務課『農林行政史』第二巻（農林協会，昭和32年）。
- [23] 農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』（昭和5年3月）。
- [24] 農村自治研究会編『模範村西目村の建設』（昭和26年）。
- [25] 大鎌邦雄「大正期における農会と産業組合」（湯沢誠編『農業問題の市場論的研究』，御茶の水書房，1979年），305～329ページ。
- [26] 大鎌邦雄「一九二〇年代の農業倉庫について——秋田県由利郡の事例を中心に——」（『農業総合研究』第35巻第1号，昭和56年1月），93～142ページ。
- [27] 大鎌邦雄「町村農会と農家小組合——秋田県西目村の事例から——」（農業総合研究所編『経営複合化と土地管理主体——東北地方における農村諸組織——』，昭和58年），73～92ページ。
- [28] 大鎌邦雄「系統農会の農家小組合組織方針に関するノート」（農業総合研究所積雪地方支所『研究ノート』，No. 22，昭和58年9月），18～32ページ。
- [29] 斎藤仁「東南アジア農業問題の内部構造」（滝川勉・斎藤仁編著『アジアの土地制度と農村社会構造』，アジア経済研究所，昭和43年），9～42ページ。
- [30] 斎藤仁「日本の初期農村協同組合」（滝川勉・斎藤仁編著『アジアの農業協同組合』，アジア経済研究所，昭和48年），409～451ページ。

- [31] 斎藤仁「戦前日本の村落における低所得層の位置」(滝川勉編「東南アジア農村の低所得階層」, アジア経済研究所, 1982年), 25~44 ページ。
- [32] 崎浦誠治『稲品種改良の経済分析』(養賢堂, 1984年)。
- [33] 一九二〇年代史研究会編『一九二〇年代の日本資本主義』(東京大学出版会, 1983年)。
- [34] 清水洋二「戦前期における農村労働力の流出構造」(葉山楨作ほか編『伝統的経済社会の歴史的展開』上巻, 時潮社, 昭和58年), 205~229 ページ。
- [35] 鈴木栄太郎「部落の構造と部落農業団体の性格」(『帝国農会報』第31巻第11号, 昭和11年11月), 1~20 ページ。
- [36] 武田勉編『帝国農会報記事索引目録』(龍溪書舎, 1986年)。
- [37] 竹中久二雄『集落組織の展開と地域農業』(農林統計協会, 昭和55年)。
- [38] 玉真之介「系統農会による農産物販売斡旋事業の地位と役割」(『土地制度史学』第95号, 1982年), 21~39 ページ。
- [39] 玉真之介「宮城県農会による『仙台白菜』の産地編成と販売統制」(全国農業協同組合中央会『協同組合奨励研究報告』第11号, 昭和60年), 81~114 ページ。
- [40] 玉真之介「两大戦間期における系統農会の組織的發展と経営改善事業」(北海道大学『農経論叢』第42号, 1986年2月), 181~206 ページ。
- [41] 玉真之介「米穀検査制度の史的展開過程」(『農業総合研究』第40巻第2号, 昭和61年4月), 1~44 ページ。
- [42] 棚橋初太郎『農家小組合の研究』(産業図書, 昭和30年)。
- [43] 田中学「日本農民運動史序説」(一)~(六)(立正大学経済学会『経済学季報』第20巻第3・4号, 31~58 ページ, 第21巻1・2号, 21~97 ページ, 第21巻第3・4号, 73~124 ページ, 第22巻第1・2号, 75~103 ページ, 第22巻第3・4号, 35~65 ページ, 第23巻第1号, 83~131 ページ, 1972~1973年)。
- [44] 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿(資料編)』(農民教育協会, 昭和47年)。
- [45] 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿(記述編)』(農民教育協会, 昭和47年)。
- [46] 東畑精一『日本農業の展開過程』(復刻版)(農山漁村文化協会, 昭和53年)。
- [47] 山形県『山形県史』第五巻, 近現代編下(山形県, 昭和61年)。
- [48] 山崎広明・柴垣和夫・林健久『講座帝国主義の研究第6巻, 日本資本主義』(青木書店, 1973年)。

- 〔49〕 米倉等「高収量品種の普及と農民の組織化——西スマトラの事例——」(滝川勉編『東南アジアの農業技術変革と農村社会』, アジア経済研究所, 近刊)。

(研 究 員)

〔要 旨〕

稲作技術開発・普及と系統農会 ——秋田県の事例を中心に——

大 鎌 邦 雄

本稿の目的は、1916年以降強化された稲品種改良政策の下で行なわれた、稲作技術開発・普及事業の性格と、それに関わった諸組織特に農会の性格について、秋田県をフィールドに検討することにある。

改良品種の育成・開発は、国および県の農事試験場のネットワークの下で行なわれた。最初は在来種の純系淘汰種、次いで人工交配種が開発されるが、いずれも単に増産だけでなく、市場で高く売れる良質な品種の開発に目的があった。県農試は奨励品種の制度を作り、原種圃で生産した優良品種の原種を、普及組織である農会へ流した。米穀検査所は、米を商品として高く売る技術＝産米改良技術を指導した。それには各町村に配置した検査員と部落毎に設置した共同受検場をとおして行なわれたが、農会を通じて行なうことが多かった。

農会の「本務」は農事改良事業にあったのであり、従って品種改良事業には積極的に取り組んだ。まず農家を直接組織している町村農会の活動を活発にするために、町村農会技術員の設置と、部落段階に下部機関である支農会＝農家小組合の設置を奨励し、組織的な強化を図った。技術員も支農会も1920年代を通じて普及する。県農会は、その体制の下で各郡毎に第1次採種圃を、さらに町村・支農会・農家の経営する第2次採種圃を置き、優良品種の種子を農家に普及した。秋田県産米は1920年代には優良品種が大半を占める。

町村農会は、技術員を中心に優良品種とその栽培技術の普及にあたった。具体的には、品評会・競技会、講演会等の方法がとられた。しかし支農会が設置されると、これら技術普及事業は支農会に主催させ、町村農会は支農会の指導団体化したのである。支農会がこれらの事業を主催することにより、参加率も高まり事業も拡大・多様化する。技術は末端の農家にまで普及したのである。支農会は一面部落が生み出した農事改良組織であり、農会への対応の組織であった。従って支農会の活動は、部落の社会的関係を媒介にしたものであった。農会は部落を媒介することにより、普及事業に成功したのである。

技術の末端農家への浸透は、商業的農業を促進するものであった。それは一面で第1次大戦期の農業問題を「解決」するものであると同時に、大恐慌期の農業問題の激発を準備するものでもあった。